

第22期第13回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和5年4月18日(火) 13:30～
場 所 相馬双葉漁業協同組合2階大会議室
(相馬市尾浜字追川196)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題
 - (1) 議案
 - 議案第1号 福島海区漁場計画の案に関する公聴会の結果について
 - 議案第2号 福島海区漁場計画の案について(答申)
 - 議案第3号 知事許可漁業の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件(諮問・答申)
 - 議案第4号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件(諮問・答申)
 - 議案第5号 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(協議)
 - 議案第6号 特定水産資源の漁獲可能量について(諮問・答申)(まさば及びごまさば太平洋系群)
 - 議案第7号 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について(諮問・答申)
 - (2) 報告事項
 - ア 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更について
 - イ 第39回太平洋広域漁業調整委員会の結果について
- 6 閉会

第22期第13回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

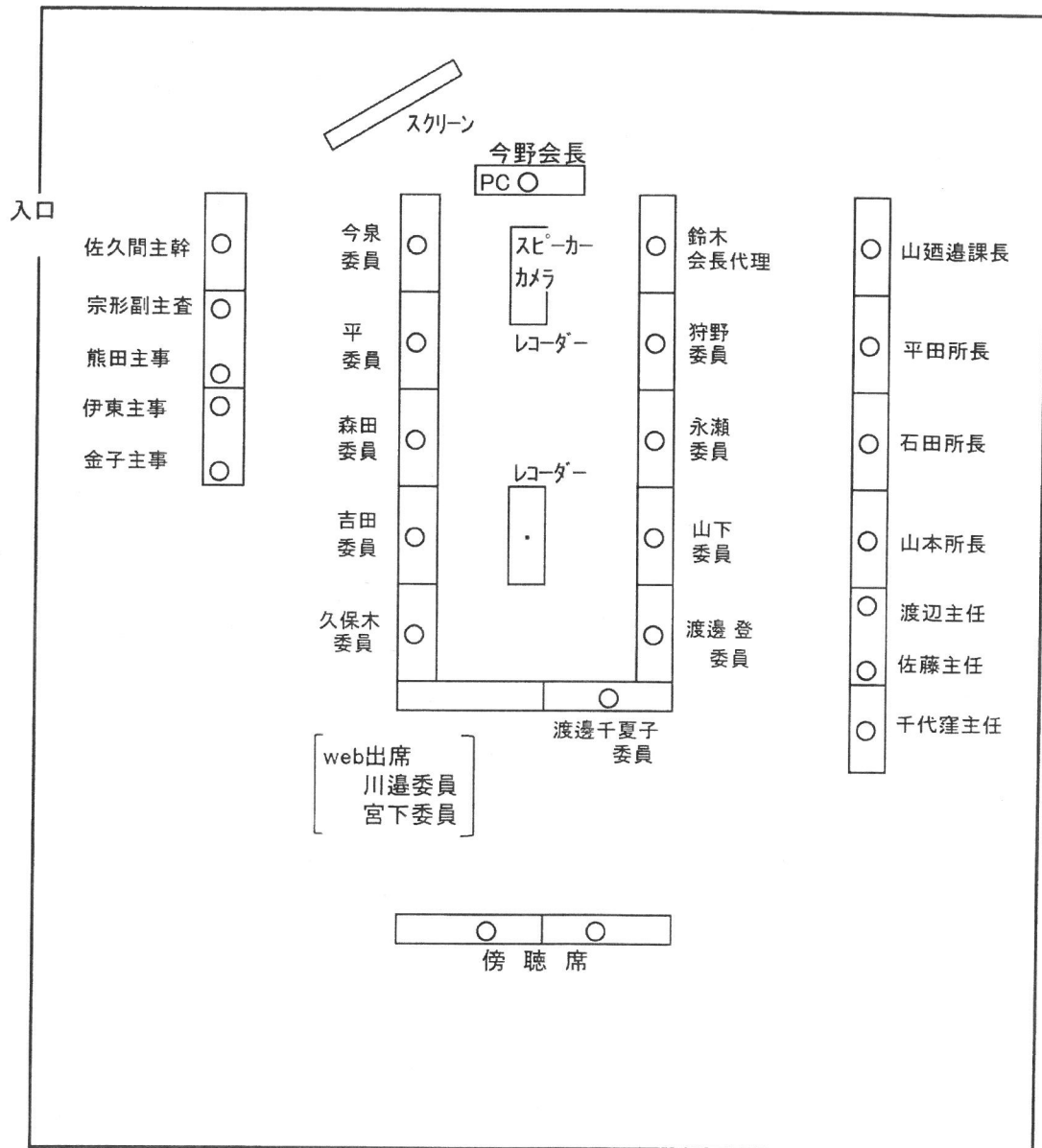
日 時 : 令和5年4月18日(火) 13:30～

場 所 : 相馬双葉漁業協同組合 大会議室 (相馬市尾浜字追川196)

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者 (会長)	今野 智光	相馬	水産課長 (併) 海区事務局長	山廻邊 昭文	相馬
学識経験 (会長代理)	鈴木 哲二	相馬	水産課主任主査	渡 辺 透	相馬
漁業者	今泉 浩一	相馬	水産課主任主査	佐藤 太津真	相馬
漁業者	狩野 一男	相馬	水産事務所長	平田 豊彦	相馬
漁業者	平 仁一	相馬	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	相馬
漁業者	永瀬 哲浩	相馬	水産海洋研究センター所長	石田 敏則	相馬
漁業者	森田 政利	相馬	水産資源研究所長	山本 達也	相馬
漁業者	山下 博行	相馬	海区委員会事務局 主幹兼次長(業務)	佐久間 徹	相馬
漁業者	吉田 康男	相馬	〃 副主査	宗形 莉苗	相馬
漁業者	渡邊 登	相馬	〃 主 事	熊田 湧樹	相馬
学識経験	川邊 みどり	WEB	〃 主 事	伊東 亮太	相馬
学識経験	久保木 幸子	相馬	〃 主 事	金子 正子	相馬
学識経験	渡邊 千夏子	相馬			
中立	宮下 朋子	WEB			

第22期第13回福島海区漁業調整委員会 席次

相馬双葉漁業協同組合 大会議室



議案第 1 号

福島海区漁場計画の案に関する公聴会の結果について

1 開催日時等

会場区分	開催日時	開催場所
いわき会場	令和5年2月28日 午後1時30分～	福島県いわき合同庁舎 本庁舎4階大会議室
相双会場	令和5年3月7日 午後1時30分～	福島県水産資源研究所 3階会議室

2 出席者内訳

会場区分	委員	公述者	傍聴人	県等	事務局
いわき会場	6人	6人	2人	2人	5人
相双会場	6人	5人	3人	1人	3人

3 公述の概要

(1) いわき会場

所属等	氏名	公述の概要
いわき市漁協 勿来支所	今泉 安雄	漁場計画に異議なし
いわき市漁協 小浜支所	豊田 幸男	漁場計画に異議なし
いわき市漁協 江名町支所	馬目 祐市	漁場計画に異議なし
いわき市漁協 豊間支所	鈴木 一好	漁場計画に異議なし
いわき市漁協 沼之内支所	大平 高洋	漁場計画に異議なし
相馬双葉漁協 四倉支所	新田 正	漁場計画に異議なし

(2) 相双会場

所属等	氏名	公述の概要
相馬双葉漁協	小野 雄治	漁場計画の内容に異議なし
相馬双葉漁協富熊地区	佐藤 義弘	漁場計画の内容に異議なし
相馬双葉漁協請戸地区	鎌田 寛典	漁場計画の内容に異議なし
相馬双葉漁協鹿島地区	蒔田 豊美	漁場計画の内容に異議なし
相馬双葉漁協松川浦地区	菊地 寛	漁場計画の内容に異議なし

4 公述の内容

別紙公述申請書のとおり

別紙1

公 述 申 請 書

令和5年2月21日



福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 いわき市勿来町関田行屋町16-4

氏 名 今 泉 安 雄



年 齢 6 6 歳

職 業※ 採鮑

(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

異議無し

別紙1

公 述 申 請 書



令和5年2月21日

福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 いわき市小浜町渚359

氏 名 豊 田 幸 男



年 齢 7 4 歳

職 業※ 採鮑

(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

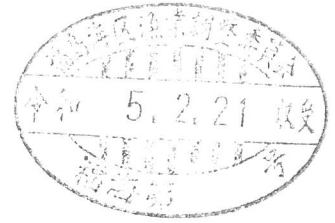
記

公述の要旨

異議無し

別紙1

公 述 申 請 書



令和5年2月21日

福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 いわき市小名浜下神白字三崎11-36

氏 名 馬 目 祐 市



年 齢 6 0 歳

職 業※ 採鮑

(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

異議無し

別紙1



公 述 申 請 書

令和5年2月21日

福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 いわき市薄磯2丁目17-2

氏 名 鈴木一好



年 齢 71 歳

職 業※ 採鮑

(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

異議無し

別紙1



公 述 申 請 書

令和5年2月21日

福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 いわき市平沼ノ内諏訪原1丁目-20-5

氏 名 大 平 高 洋



年 齢 4 9 歳

職 業※ 採鮑

(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

異議無し

別紙1



公 述 申 請 書

令和5年2月21日

福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 いわき市四倉町字鬼越107-1

氏 名 新 田 正



年 齢 7 4 歳

職 業※ 採鮑

(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

異議無し

別紙1

公 述 申 請 書

令和5年3月1日



福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 福島県相馬市新沼字刈敷田17-7 3-401号

氏 名 小野雄治 印

年 齢 4 8 歳

職 業※ 団体職員
(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

今回の漁場計画の内容について異議はありません。

別紙1

公 述 申 請 書

令和 5 年 3 月 1 日



福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 福島県双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字赤坂610

氏 名 佐藤 義弘



年 齢 4 5 歳

職 業※ 固定式刺網

(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

今回の漁場計画の内容について異議はありません。

別紙1



公 述 申 請 書

令和 5年 3月 1日

福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 福島県南相馬市原町区萱浜字六貫山142

氏 名 鎌田 寛典



年 齢 4 4 歳

職 業※ 固定式刺網・機船船曳網・カゴ漁業
(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

今回の漁場計画の内容について異議はありません。

別紙1



公 述 申 請 書

令和 5年 3月 1日

福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 福島県南相馬市鹿島区寺内字仏方33-8

氏 名 蒔田 豊美



年 齢 60 歳

職 業※ 固定式刺網・機船船曳網・カゴ漁業
(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

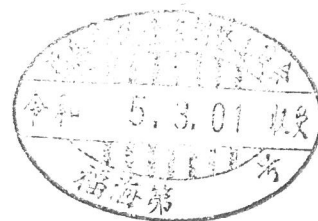
下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

今回の漁場計画の内容について異議はありません。

別紙1



公 述 申 請 書

令和 5 年 3 月 1 日

福島海区漁業調整委員会

会 長 今 野 智 光 様

住 所 福島県相馬市尾浜字牛鼻毛 7 8

氏 名 菊 地 寛



年 齢 7 7 歳

職 業※ のり養殖・採貝藻

(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

今回の漁場計画の内容について異議はありません。

議案第 2 号

(答申案)

5 福海第 号
令和 5 年 月 日

福島県知事 様

福島海区漁業調整委員長

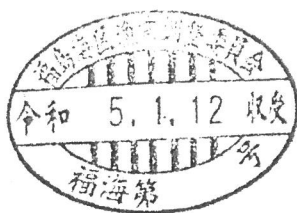
福島海区漁場計画の案について（答申）

令和 5 年 1 月 1 2 日付け 4 生流第 3 6 7 9 号で諮問ありましたこのことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

記

参考(第11回委員会資料)

議案第2号

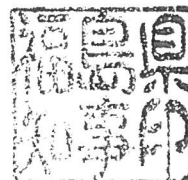


4 生流第 3679 号

令和 5 年 1 月 12 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



福島海区漁場計画の案について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 62 条第 1 項の規定に基づき福島海区漁場計画の案を別紙のとおり作成したので、同法第 64 条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

5 生流第 110 号
令和 5 年 4 月 6 日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事

知事許可漁業の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間
及び許可の基準を定める件（諮問）

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 号に掲げる漁業、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 4 号から第 9 号まで及び同項第 12 号に掲げる漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項、規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間、また、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項、規則第 11 条第 5 項及び第 7 項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定めたいので、法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項、規則第 11 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 号に掲げる漁業及び福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 4 号から第 9 号まで並びに同項第 12 号に掲げる次の漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 5 年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第 1 制限措置

1 小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 19 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 15 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(5) 漁業時期

毎年 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

2 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業）

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 14 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第 2 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小名浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江名町	第 8 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第 10 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第 12 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第 14 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を

	除く海面
久之浜	第 16 号、第 18 号共同漁業権漁場で水深 22 メートル以浅の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
富 熊	第 15 号、第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
請 戸	第 17 号、第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
鹿 島	第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
磯 部 相馬原釜 新 地	第 22 号、第 23 号、第 24 号、第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

周年

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

3 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 73 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令第 75 条第 2 項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間（令和 2 年 11 月 16 日農林水産省告示第 2235 号）の第 2 の 2 に規定する海域のうち、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第 2 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小名浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江名町	第 8 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第 10 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第 12 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第 14 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第 16 号、第 18 号共同漁業権漁場で水深 22 メートル以浅の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

富 熊	第 15 号、第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
請 戸	第 17 号、第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
鹿 島	第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
磯 部 相馬原釜 新 地	第 22 号、第 23 号、第 24 号、第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

9 か月を限度とした下表の期間とする。

漁 業 根 拠 地	操 業 期 間
小名浜	毎年 3 月 1 日から 11 月 30 日まで
四倉	毎年 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
富熊、請戸、鹿島	毎年 2 月 1 日から 10 月 31 日まで
磯部、相馬原釜、新地	毎年 3 月 1 日から 11 月 30 日まで
その他	毎年 1 月 1 日から 9 月 30 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

4 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 83 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 5 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
 - (4) 操業区域
申請者が所属する漁業協同組合管理の第一種共同漁業権漁場
ただし、所属漁業協同組合とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の漁業協同組合とする。
また、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。
 - (5) 漁業時期
毎年 6 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで
 - (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者
- 5 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））
- (1) 漁業種類
小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
ア 船舶の数 10 隻
イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
 - (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
 - (4) 操業区域
申請者が所属する漁業協同組合管理の第一種共同漁業権漁場
ただし、所属漁業協同組合とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の漁業協同組合とする。
また、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。
 - (5) 漁業時期
毎年 6 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで
 - (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

6 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 3 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

相馬市と南相馬市境界点から正東の線以北で、小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料板びき網漁業の操業区域で第一種共同漁業権漁場の沖合の福島県の海面

なお、操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年 1 月 20 日から 3 月 20 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

相馬市及び新地町いずれかに住所を有する者

7 機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 233 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同

組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

区 分 漁業根拠地	操 業 区 域	
	小型機船底びき網漁業（地方 名称 機船手繰網漁業及び板び き網漁業）の許可船舶	その他の船舶
勿 来	第2号共同漁業権漁場及びいわ き市沼之内と同市豊間との境界 点正東の線以南の海面で共同漁 業権漁場を除く福島県海面	いわき市久之浜町と同 市四倉町との境界点正 東の線以南の福島県海 面
小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場 及びいわき市沼之内と同市豊間 との境界点正東の線以南の海面 で共同漁業権漁場を除く福島県 海面	
小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場 及びいわき市沼之内と同市豊間 との境界点正東の線以南の海面 で共同漁業権漁場を除く福島県 海面	
江 名 町	第8号共同漁業権漁場及びいわ き市沼之内と同市豊間との境界 点正東の線以南の海面で共同漁 業権漁場を除く福島県海面	
豊 間	第10号共同漁業権漁場及びい わき市沼之内と同市豊間との境 界点正東の線以南の海面で共同 漁業権漁場を除く福島県海面	
沼 之 内	いわき市久之浜町と同市四倉町 との境界点正東の線以南から、 いわき市沼之内と同市豊間の境 界点正東の線以北の海面	

四 倉	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市沼之内と同市豊間の境界点正東の線以北の海面	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面
久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市四倉町と同市沼之内の境界点正東の線以北の海面	いわき市四倉町と同市沼之内の境界点正東の線以北の福島県海面
富 熊 請 戸	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の福島県海面
鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以北の福島県海面	

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

区 分	操 業 期 間
小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	毎年3月1日から7月31日まで
その他の船舶	周年

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

8 機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 141 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

区 分	操 業 区 域	
	小型機船底びき網漁業 (地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業) の許可船舶	その他の船舶
漁業根拠地		
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南の福島県海面及び左記の海面
四倉		南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面及び左記の海面
久之浜		いわき市四倉町と同市沼之内との境界点正東の線以北の福島県海面及び左記の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地		いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の福島県海面及び左記の海面

イ アのその他の船舶に係る操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合

は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年2月1日から7月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

9 機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 170 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

区 分	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
その他の船舶	福島県海面

イ アのその他の船舶に係る操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

区 分	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	毎年3月1日から6月30日まで
その他の船舶	毎年11月1日から翌年6月30日まで

- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

10 刺し網（流し網）漁業

- (1) 漁業種類
刺し網（流し網）漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
ア 船舶の数 201 隻
イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面
四倉 久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
周年
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

11 かご漁業（はもかご漁業）

- (1) 漁業種類
かご漁業（はもかご漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
 - ア 船舶の数 216 隻
 - イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第 2 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼 之 内	第 12 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四 倉	第 14 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久 之 浜	第 16 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富 熊	第 18 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
請 戸	第 19 号、第 20 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿 島	第 21 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯 部	第 22 号、第 23 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第 23 号、第 24 号、第 25 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
新 地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年3月1日から11月30日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

12 かご漁業（沿岸かにかご漁業）

(1) 漁業種類

かご漁業（沿岸かにかご漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 164 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第2号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
江 名 町	第8号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
豊 間	第10号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面

沼之内	第12号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
請戸	第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
毎年4月1日から9月30日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

13 かご漁業（沖合たこかご漁業）

- (1) 漁業種類
かご漁業（沖合たこかご漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
 - ア 船舶の数 24隻
 - イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面

(5) 漁業時期

令和 5 年 7 月 1 日から同年 8 月 13 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者

14 かが漁業

(1) 漁業種類

かが漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 300 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久之浜	所属漁業協同組合に免許された共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
富熊 請戸	第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
鹿島 磯部 相馬原釜 新地	第 27 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年9月1日から翌年6月30日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

15 どう漁業

(1) 漁業種類

どう漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 50 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下。ただし、平成8年7月31日において、はもどう漁業の許可等に関する取扱方針（平成6年9月1日施行）第3の規定の運用を受けた総トン数7トン以上の船舶で、操業の実績を有する船舶について、同一の船舶で引き続き申請したときは、その申請のあった船舶の総トン数以下。

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 総トン数7トン未満船

(ア) 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼 之 内	第 12 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四 倉	第 14 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久 之 浜	第 16 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富 熊	第 18 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
請 戸	第 19 号、第 20 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿 島	第 21 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯 部	第 22 号、第 23 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

相馬原釜	第 23 号、第 24 号、第 25 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
新 地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

(イ) (ア)の操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

イ 総トン数 7 トン以上船

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(5) 漁業時期

区 分	操 業 期 間
総トン数 7 トン未満船	周年
総トン数 7 トン以上船	毎年 7 月 1 日から 8 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

16 固定式刺し網漁業

(1) 漁業種類

固定式刺し網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 323 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した

者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第 2 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
小浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
小名浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
江名町	第 8 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
豊間	第 10 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
沼之内	第 12 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
四倉 久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
毎年9月1日から翌年7月31日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

17 つば漁業

- (1) 漁業種類
つば漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
ア 船舶の数 15 隻
イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
沼之内	第12号、第14号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面

四 倉	第 14 号、第 16 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
久 之 浜	第 16 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
富 熊 請 戸	第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
鹿 島 磯 部 相 馬 原 釜 新 地	第 27 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

18 地びき網漁業

- (1) 漁業種類
地びき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
5 人
- (3) 操業区域

漁業根拠地ごとに、次に掲げる操業区域のうち、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意があった共同漁業権漁場

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第 1 号共同漁業権漁場
小 浜	第 3 号、第 5 号共同漁業権漁場
小 名 浜	第 5 号共同漁業権漁場
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場
豊 間	第 9 号共同漁業権漁場

沼之内	第11号共同漁業権漁場
四倉	第13号共同漁業権漁場
久之浜	第15号共同漁業権漁場
富熊	第17号共同漁業権漁場
請戸	第19号共同漁業権漁場
鹿島	第21号共同漁業権漁場
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場

(4) 漁業時期

毎年6月1日から9月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

第2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年5月16日から同年6月15日まで

知事許可漁業の許可の基準（案）

令和 5 年 月 日
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき船舶の数又は漁業者の数が、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により公示した船舶の数又は漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位 3 の最下位とする。

順位 1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

順位 2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

順位 3 1 年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

(別紙)

1 概 要

知事許可漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に当たり、福島県漁業調整規則第11条第1項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した漁業者の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

2 根拠法令等

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項、第3項及び第5項

福島県漁業調整規則第11条第1項、第3項、第5項及び第7項

3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在許可している知事許可漁業のうち、次の表に掲げる知事許可漁業の許可について、許可の有効期間がそれぞれ同表に掲げる期日で満了する。

有効期間満了後の許可等をするに当たり、知事は、制限措置等を定める必要がある。

また、制限措置で公示した船舶の数又は漁業者の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるため、許可の基準を定める必要がある。

漁 業 種 類	有効期間
小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）	R5. 8. 31
小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用餌料びき網漁業）	R5. 7. 31
小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）	
小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））	
小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））	
小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））	
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）	
機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）	
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）	
刺し網（流し網）漁業	
かご漁業（はもかご漁業）	
かご漁業（沿岸かにかご漁業）	

かご漁業（沖合たこかご漁業）	R5. 6. 30
かご漁業	R5. 7. 31
どう漁業	
固定式刺し網漁業	
つば漁業	
地びき網漁業	

4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置等の内容、許可の有効期間及び許可の基準は以下のとおり定める。

項 目	内 容
漁業種類	取扱方針のとおり
許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数※	以下のとおり
操業区域	取扱方針のとおり
漁業時期	
漁業を営む者の資格	
許可等を申請すべき期間	R5. 5. 16～R5. 6. 15（1月）
許可の基準	沿岸漁業の経営安定の観点から、現に知事許可漁業の許可を受けている者を優先することとし、順位付けを行う。

※ 許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数について

許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和4年においては、漁獲量が震災前の約2割に止まっており、判断できる状況ではない。

震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会を参考に、許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数を設定する。

（経過・今後の予定）

令和5年3月31日～5月1日 制限措置素案に関する意見聴取（水産課HP）

4月18日 福島海区漁業調整委員会に諮問・答申

5月中旬 制限措置等の告示（福島県報、水産課HP）

5月16日～6月15日 申請期間（1か月）

6月下旬 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問

6月下旬 許可証発給（沖合たこかご漁業）

7月下旬 許可証発給（3の表中沖合たこかご漁業及び小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）を除く知事許可漁業）

8月下旬 許可証発給（小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業））

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数

参考

漁業種類		現行許可の有効期間	R3. 12末現在の許可数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数 (制限措置(案)記載の数)	H23. 2末現在の許可数
小型機船底びき網漁業	地方名称 板びき網漁業	R5. 8. 31	20	19	20
	地方名称 自家用釣餌料びき網漁業		16	14	50
	地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業		69	73	160
	地方名称 貝けた網漁業(ほっきがい等)		85	83	205
	地方名称 貝けた網漁業(こたまがい、はまぐり等)		5	10	10
機船船びき網漁業	地方名称 貝けた網漁業(えぞいしかげがい等)	R5. 7. 31	2	3	3
	しらうお、こうなご(通称めろろど含む。)、しらすひき網漁業		236	233	412
	おきあみひき網漁業		129	141	201
	さよりひき網漁業		168	170	257
			199	201	292
刺し網(流し網)漁業	はもかご漁業		180	216	259
	沿岸かにかご漁業		150	164	188
	沖合たこかご漁業	R5. 6. 30	31	24	40
	かご漁業		296	300	377
		R5. 7. 31	50	50	50
どう漁業			320	323	463
固定式刺し網漁業			10	15	37
つば漁業			3	5	16
地びき網漁業		R5. 7. 31			

5 生流第 117 号
令和 5 年 4 月 6 日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事

沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）
第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267
号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 46 条第 2 項及び規則第 15 条
第 2 項の規定に基づき別紙のとおり有効期間を定めたいので、同項の規定に基
づき貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

(別紙)

1 概 要

福島県漁業調整規則第4条第1項第6号に掲げるかご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可について、許可の有効期間を短縮するもの。

2 根拠法令等

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第46条第2項
福島県漁業調整規則第15条第2項

3 内 容

沖合たこかご漁業の許可の有効期間を3年から1年に短縮する。

短縮後の許可の有効期間：令和5年7月1日～令和6年6月30日

4 短縮の理由

許可の有効期間については、福島県漁業調整規則第15条第1項により3年とされ、同条第2項により漁業調整のため必要な限度において、3年より短い期間を定めることができるものと規定されている。

当該漁業は、多数の漁具を敷設し、漁場を占有して効率的に漁獲する漁法である。また、目的とするタコ類、沖合性のまき貝については、資源量の減少が懸念されている。

このことから、今期の漁模様や漁獲対象水産資源の動向を踏まえ、許可発給を弾力的に運用できるよう、有効期間の設定については、短縮して1年とする。

議案第5号

5 生流第 135 号
令和 5 年 4 月 6 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正に
ついて（協議）

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

1 あわび漁業の許可に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
1 あわび漁業の許可に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3 略 (許可をしない場合) 第4 (削る。) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったときは、当該漁業の許可をしない。 ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。	1 あわび漁業の許可に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること 第3 略 (許可をしない場合) 第4 次の各号の一つに該当するときは、当該漁業の許可をしない。 (1) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。 ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。	(別紙2) 改正の理由① (別紙2) 改正の理由④

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

2 うに漁業の許可に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
2 うに漁業の許可に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3 略 (許可をしない場合) 第4 (削る。) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったときは、当該漁業の許可をしない。 ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。	2 うに漁業の許可に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること 第3 略 (許可をしない場合) 第4 次の各号の一つに該当するときは、当該漁業の許可をしない。 (1) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。 ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。	(別紙2) 改正の理由① (別紙2) 改正の理由④

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

3 中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
3 中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3～第5 略	3 中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること 第3～第5 略	(別紙2) 改正の理由①

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

4 小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
4 小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3～第5 略	4 小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること 第3～第5 略	(別紙2) 改正の理由①

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

5 小型機船底びき網漁業のうち地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
5 小型機船底びき網漁業のうち地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 操業区域 ア 地方名称板びき網漁業 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から、<u>双葉郡浪江町</u>請戸ノ鼻突端正東2.5海里の点、<u>いわき市</u>塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、<u>同市番所</u>灯台中心点正東3.5海里の点を経て<u>福島県</u>と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の<u>沖合の海面</u> イ 略 (5) 略	5 小型機船底びき網漁業のうち地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 操業区域 ア 地方名称板びき網漁業 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から<u>福島県双葉郡浪江町</u>請戸ノ鼻突端正東2.5海里の点、<u>同県いわき市</u>塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、<u>同市番所</u>灯台中心点正東3.5海里の点を経て<u>同県</u>と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の<u>沖合の海面</u> イ 略 (5) 略	(別紙2) 改正の理由②

(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3～第8 略	(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること 第3～第8 略	(別紙2) 改正の理由①
---	--	--------------

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

6 小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料びき網漁業の許可等に関する取扱方針
 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考																														
6 小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料びき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1、第2 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1) ～ (3) 略 (4) 操業区域 ア 略 <table><tr><th>漁業根拠地</th><th>操</th><th>業</th><th>区</th><th>域</th></tr><tr><td>勿来</td><td>第2号共同漁業権漁場及び双葉郡 広野町といわき市との境界点</td><td>正東の線以南の福島県海面</td><td>業権漁場を除く海面</td><td></td></tr><tr><td>小浜</td><td>第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点</td><td>正東の線以南の福島県海面</td><td></td><td></td></tr></table>	漁業根拠地	操	業	区	域	勿来	第2号共同漁業権漁場及び双葉郡 広野町といわき市との境界点	正東の線以南の福島県海面	業権漁場を除く海面		小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点	正東の線以南の福島県海面			6 小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料びき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1) ～ (3) 略 (4) 操業区域 ア 略 <table><tr><th>漁業根拠地</th><th>操</th><th>業</th><th>区</th><th>域</th></tr><tr><td>勿来</td><td>第2号共同漁業権漁場及び双葉郡 広野町といわき市との境界点</td><td>正東の線以南の福島県海面</td><td>業権漁場を除く海面</td><td></td></tr><tr><td>小浜</td><td>第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点</td><td>正東の線以南の福島県海面</td><td></td><td></td></tr></table>	漁業根拠地	操	業	区	域	勿来	第2号共同漁業権漁場及び双葉郡 広野町といわき市との境界点	正東の線以南の福島県海面	業権漁場を除く海面		小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点	正東の線以南の福島県海面			(別紙2) 改正の理由③ (以下、いずれの漁業根拠地も同様の理由による。)
漁業根拠地	操	業	区	域																												
勿来	第2号共同漁業権漁場及び双葉郡 広野町といわき市との境界点	正東の線以南の福島県海面	業権漁場を除く海面																													
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点	正東の線以南の福島県海面																														
漁業根拠地	操	業	区	域																												
勿来	第2号共同漁業権漁場及び双葉郡 広野町といわき市との境界点	正東の線以南の福島県海面	業権漁場を除く海面																													
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点	正東の線以南の福島県海面																														

小 名 浜	で共同漁業権漁場を除く海面 第6号、第7号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江 名 町	第8号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊 間	第10号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼 之 内	第12号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四 倉	第14号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久 之 浜	第16号、第18号共同漁業権漁場で水深 22 メートル以浅の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

小 名 浜	で共同漁業権漁場を除く海面 第6号、第7号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江 名 町	第8号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊 間	第10号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼 之 内	第12号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四 倉	第14号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久 之 浜	第16号、第18号共同漁業権漁場で水深 22 メートル以浅の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点__正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

富 熊	第15号、第17号、第19号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
請 戸	第17号、第19号、第21号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
鹿 島	第19号、第21号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
磯 部 相馬原釜 新 地	第22号、第23号、第24号、第25号、第26号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面

イ 略
(5) 略

富 熊	第15号、第17号、第19号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の <u>正東</u> の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
請 戸	第17号、第19号、第21号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の <u>正東</u> の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
鹿 島	第19号、第21号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の <u>正東</u> の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
磯 部 相馬原釜 新 地	第22号、第23号、第24号、第25号、第26号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点の <u>正東</u> の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面

イ 略
(5) 略

(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 (許可等の条件) 第3 略 (1)～(3) 略 (4) 採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて25kgを超えてはならない。 (5)～(7) 略 第4 略 (他県からの入会) 第5 略 1 略 2 許可等の条件 (1)～(3) 略 (4) 採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて20kgを超えてはならない。 (5)～(8) 略	(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。 (許可等の条件) 第3 略 (1)～(3) 略 (4) 採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて25kgを超えてはならない。 (5)～(7) 略 第4 略 (他県からの入会) 第5 略 1 略 2 許可等の条件 (1)～(3) 略 (4) 採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて20kgを超えてはならない。 (5)～(8) 略	(別紙2) 改正の理由① (別紙2) 改正の理由⑧ (別紙2) 改正の理由⑧
--	--	---

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

7 小型機船底びき網漁業のうち地方名称付けた網漁業 (ほっきがい等)の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
7 小型機船底びき網漁業のうち地方名称付けた網漁業 (ほっきがい等)の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3、第4 略	7 小型機船底びき網漁業のうち地方名称付けた網漁業 (ほっきがい等)の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。 第3、第4 略	(別紙2) 改正の理由①

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

8 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業(こたまが貝、はまぐり等)の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
8 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業(こたまが貝、はまぐり等)の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3、第4 略	8 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業(こたまが貝、はまぐり等)の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。 第3、第4 略	(別紙2) 改正の理由①

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

10 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご (通称めろろうど含む。)、しらすひき網漁業の許可等に関する取扱方針
新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
10 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご (通称めろろうど含む。)、しらすひき網漁業の許可等に関する取扱方針 (趣 旨) 第1 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご (通称めろろうど含む。)、しらすひき網漁業の許可及び起業の認可 (以下「許可等」という。) の取扱については、福島県漁業調整規則 (以下「規則」という。) の規定によるほか、この方針の定めるところによる。 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1) 漁業種類 機船船びき網漁業 (しらうお、こうなご (通称めろろうど含む。)、しらすひき網漁業) (2)、(3) 略 (4) 操業区域 ア 略	10 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご (通称めろろうど含む。)、しらすひき網漁業の許可等に関する取扱方針 (趣 旨) 第1 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご (通称めろろうど含む。)、しらすひき網漁業の許可及び起業の認可 (以下「許可等」という。) の取扱については、福島県漁業調整規則 (以下「規則」という。) の規定によるほか、この方針の定めるところによる。 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1) 漁業種類 機船船びき網漁業 (しらうお、こうなご (通称めろろうど含む。)、しらすひき網漁業) (2)、(3) 略 (4) 操業区域 ア 略	(別紙2) 改正の理由⑤ (別紙2) 改正の理由⑤、⑥ (別紙2) 改正の理由⑤

区	分	操業		域
		漁業根拠地	その他の船舶	
小	浜	勿来	小型機船及び漁業（地方名称漁業及び板網漁業）の許可船舶 第2号共同漁業権漁場及びいわき市沼間との境界点の正東の線以南の福島県海面	その他の船舶 いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点の正東の線以南の福島県海面
		小	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市沼間との境界点の正東の線以南の福島県海面	
		小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及	

(別紙2) 改正の理由③ (以下、いずれの漁業根拠地も同様の理由による。)

	びいわき市沼之内と豊間との境界点の正東の海面漁業権を福島県を除く
江名町	第8号共同漁業権及びいわき市沼之内と豊間との境界点の正東の海面漁業権を福島県を除く
豊間	第10号共同漁業権及びいわき市沼之内と豊間との境界点の正東の海面漁業権を福島県を除く
沼之内	いわき市久之浜町と市四倉町との境界点の正
	びいわき市沼之内と豊間との境界点の正東の海面漁業権を福島県を除く
江名町	第8号共同漁業権及びいわき市沼之内と豊間との境界点の正東の海面漁業権を福島県を除く
豊間	第10号共同漁業権及びいわき市沼之内と豊間との境界点の正東の海面漁業権を福島県を除く
沼之内	いわき市久之浜町と市四倉町との境界点の正

四 倉	東の線以南から、 いわき市沼之内 と <u>同市豊間の境</u> 界 <u>点</u> 正東の線以 北の海面	南相馬市と双葉 郡浪江町との境 界 <u>点</u> 正東の線 以南から、いわき 市沼之内と <u>同市</u> 豊間の境界 <u>点</u> 正 東の線以北の海 面	倉	東の線以南から、 いわき市沼之内 と <u>同市豊間の境</u> 界 <u>点</u> 正東の線以 北の海面	南相馬市と双葉郡 浪江町との境 界 <u>点</u> 正東の線以 南の福島県海面	
久之浜	南相馬市と双葉 郡浪江町との境 界 <u>点</u> 正東の線 以南から、いわき 市沼之内と <u>同市</u> 豊間の境界 <u>点</u> 正 東の線以北の海 面	南相馬市と双葉 郡浪江町との境 界 <u>点</u> 正東の線以 南の福島県海面	久之浜	南相馬市と双葉 郡浪江町との境 界 <u>点</u> 正東の線 以南から、いわき 市沼之内と <u>同市</u> 豊間の境界 <u>点</u> 正 東の線以北の海 面	南相馬市と双葉郡 浪江町との境 界 <u>点</u> 正東の線以 南の福島県海面	(別紙2)改正の理 由⑨
富請 熊戸	南相馬市と双葉 郡浪江町との境 界 <u>点</u> 正東の線 以南から、いわき 市久之浜町と <u>同</u>	南相馬市と双葉 郡浪江町との境 界 <u>点</u> 正東の線 以南から、いわき 市久之浜町と <u>同</u>	富請 熊戸	南相馬市と双葉 郡浪江町との境 界 <u>点</u> 正東の線 以南から、いわき 市久之浜町と <u>同</u>	南相馬市と双葉 郡浪江町との境 界 <u>点</u> 正東の線 以南から、いわき 市久之浜町と <u>同</u>	

市四倉町との境界点 <u>正東の線以北の海面</u>		市四倉町との境界点 <u>正東の線以北の海面</u>	
鹿 磯 相馬原釜 新	島 部 釜 地	鹿 磯 相馬原釜 新	島 部 釜 地
南相馬市と双葉郡浪江町との境界点 <u>正東の線以北の福島県海面</u>		南相馬市と双葉郡浪江町との境界点 <u>正東の線以北の福島県海面</u>	
(5) 略		(5) 略	
(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者		(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。	
第3～第6 略		第3～第6 略	

(別紙2) 改正の理由①

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

11 機船船びき網漁業のうちおきあみひき網漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案		現行取扱方針	備考
11 機船船びき網漁業のうちおきあみひき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(3) 略 (4) 操業区域 了 略		11 機船船びき網漁業のうちおきあみひき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(3) 略 (4) 操業区域 了 略	
区	分	操業区域	域
漁業根拠地		小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰びき漁業及び板びき網漁業)の許可船舶	その他の船舶
		宮城県と福島県との最大高潮時の海岸線における境界点正東9海里の点から	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南の福島県海面及び左記の海面
勿来	勿来		
小浜	小浜		
小名	小名		
江名	江名		
豊間	豊間		

【小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰びき漁業及び板びき網漁業)の許可船舶】
 (別紙2) 改正の理由②
 【その他の船舶】
 (別紙2) 改正の理由③、⑨

沼之内 四倉	双葉郡浪江町 請戸ノ鼻突端正 東る海里の点、同 いわき市塩屋 埼灯台中心点正 東2.5海里の点、 同市番所灯台中 心点正東3.5海里 の点を経て同県 と茨城県との 最大高潮時海岸 線における境界 点正東る海里の 点に至る線以東 の海面のうち福 島県の沖合の海 面	南相馬市と双葉郡 浪江町との境界点 —正東の線以南の 福島県海面及び左 記の海面
久之浜	いわき市四倉町と 同市沼之内との境 界点—正東の線以 北の福島県海面及 び左記の海面	いわき市四倉町と 同市沼之内との境 界点—正東の線以 北の福島県海面及 び左記の海面
富 請 鹿 磯 相馬原釜 新地	熊 戸 島 部 相馬原釜 新地	いわき市久之浜町 と同市四倉町との 境界点—正東の線 以北の福島県海面 及び左記の海面
イ 略		
(5) 略	(5) 略	(5) 略
(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者	(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること	(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること
(許可等の条件)	(許可等の条件)	(許可等の条件)
第3 略	第3 略	第3 略
1 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網 漁業及び板びき網漁業）の許可船舶の場合	1 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網 漁業及び板びき網漁業）の許可船舶の場合	1 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網 漁業及び板びき網漁業）の許可船舶の場合
【その他の船舶】 (別紙2) 改正の理 由③ (以下、いずれ の漁業根拠地も同 様の理由による。)		
(別紙2) 改正の理 由①		
(別紙2) 改正の理 由⑨		

(1)～(3) 略 2 略 第4～第6 略	(1)～(3) 略 2 略 第4～第6 略	
-----------------------------	-----------------------------	--

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

12 機船船びき網漁業のうちさよりひき網漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考								
12 機船船びき網漁業のうちさよりひき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(3) 略 (4) 操業区域ア 略	12 機船船びき網漁業のうちさよりひき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(3) 略 (4) 操業区域ア 略	(別紙2) 改正の理由②								
<table><tr><th>区分</th><th>操業区域</th></tr><tr><td>小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の許可船舶</td><td>宮城県と福島県との境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との境界点正東5海里の線における線以東の海面のうち福島県の沖合の海面</td></tr></table>	区分	操業区域	小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の許可船舶	宮城県と福島県との境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との境界点正東5海里の線における線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	<table><tr><th>区分</th><th>操業区域</th></tr><tr><td>小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の許可船舶</td><td>宮城県と福島県との境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との境界点正東5海里の線における線以東の海面のうち福島県の沖合の海面</td></tr></table>	区分	操業区域	小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の許可船舶	宮城県と福島県との境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との境界点正東5海里の線における線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	
区分	操業区域									
小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の許可船舶	宮城県と福島県との境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との境界点正東5海里の線における線以東の海面のうち福島県の沖合の海面									
区分	操業区域									
小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の許可船舶	宮城県と福島県との境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との境界点正東5海里の線における線以東の海面のうち福島県の沖合の海面									

その他の船舶	福島県海面	その他の船舶	福島県海面
イ 略		イ 略	
(5) 漁業時期		(5) 漁業時期	
区	分	区	分
小型機船底びぎ網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びぎ網漁業）の許可船舶	操業区域 毎年3月1日から 6月30日まで	小型機船底びぎ網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びぎ網漁業）の許可船舶	操業区域 毎年3月1日から 6月30日まで
その他の船舶	毎年11月1日から 翌年6月30日まで	その他の船舶	毎年11月1日から 翌年6月30日まで
(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者		(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。	
第3～第6 略		第3～第6 略	
		(別紙2) 改正の理由⑥	
		(別紙2) 改正の理由①	

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

13 刺し網（流し網）漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表（案）

改正案	現行取扱方針	備考																				
13 刺し網（流し網）漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 （制限措置） 第2 略 （1）～（3）略 （4）操業区域ア 略	13 刺し網（流し網）漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 （制限措置） 第2 略 （1）～（3）略 （4）操業区域ア 略	(別紙2) 改正の理由③（以下、いずれの漁業根拠地も同様の理由による。）																				
<table><tr><th>漁業根拠地</th><th>操</th><th>業</th><th>区</th><th>域</th></tr><tr><td>勿来浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内</td><td>双葉郡</td><td>広野町</td><td>といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面</td><td></td></tr><tr><td>四倉 久之浜</td><td>南相馬市と双葉郡</td><td>浪江町</td><td>との境界点の正東の線以南の福島県海面</td><td></td></tr><tr><td>富戸 請鹿 磯部</td><td>双葉郡</td><td>広野町</td><td>といわき市との境界点の正東の線以北の福島県海面</td><td></td></tr></table>	漁業根拠地		操	業	区	域	勿来浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内	双葉郡	広野町	といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面		四倉 久之浜	南相馬市と双葉郡	浪江町	との境界点の正東の線以南の福島県海面		富戸 請鹿 磯部	双葉郡	広野町	といわき市との境界点の正東の線以北の福島県海面		
漁業根拠地	操		業	区	域																	
勿来浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内	双葉郡	広野町	といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面																			
四倉 久之浜	南相馬市と双葉郡	浪江町	との境界点の正東の線以南の福島県海面																			
富戸 請鹿 磯部	双葉郡	広野町	といわき市との境界点の正東の線以北の福島県海面																			

相馬原釜 新 地	相馬原釜 新 地	(別紙2) 改正の理 由①
イ 略 (5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者	イ 略 (5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。	
第3～第4 略	第3～第4 略	

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

15 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
15 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3～第4 略	15 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。 第3～第4 略	(別紙2) 改正の理由①

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

16 かが漁業のうち沿岸かにかご漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考																																																																																										
16 かが漁業のうち沿岸かにかご漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(3) 略 (4) 操業区域 ア 略 <table><tr><th>漁業根拠地</th><th>操</th><th>業</th><th>区</th><th>域</th></tr><tr><td>勿来</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小浜</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小名浜</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>江名町</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>豊間</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>沼之内</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>四倉</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>久之浜</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	漁業根拠地	操	業	区	域	勿来	略				小浜	略				小名浜	略				江名町	略				豊間	略				沼之内	略				四倉	略				久之浜	略				16 かが漁業のうち沿岸かにかご漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(3) 略 (4) 操業区域 ア 略 <table><tr><th>漁業根拠地</th><th>操</th><th>業</th><th>区</th><th>域</th></tr><tr><td>勿来</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小浜</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小名浜</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>江名町</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>豊間</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>沼之内</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>四倉</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>久之浜</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	漁業根拠地	操	業	区	域	勿来	略				小浜	略				小名浜	略				江名町	略				豊間	略				沼之内	略				四倉	略				久之浜	略				
漁業根拠地	操	業	区	域																																																																																								
勿来	略																																																																																											
小浜	略																																																																																											
小名浜	略																																																																																											
江名町	略																																																																																											
豊間	略																																																																																											
沼之内	略																																																																																											
四倉	略																																																																																											
久之浜	略																																																																																											
漁業根拠地	操	業	区	域																																																																																								
勿来	略																																																																																											
小浜	略																																																																																											
小名浜	略																																																																																											
江名町	略																																																																																											
豊間	略																																																																																											
沼之内	略																																																																																											
四倉	略																																																																																											
久之浜	略																																																																																											

富	熊	略	富	熊	略	(別紙2)改正の理由⑨
請	戸	略	請	戸	略	
鹿	島	略	鹿	島	略	
磯	部	略	磯	部	略	
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面		相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面		
新	地	略	新	地	略	(別紙2)改正の理由①
イ 略			イ 略			
(5) 略			(5) 略			
(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。			(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。			
第3～第4 略			第3～第4 略			

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

17 かご漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考																																																																														
17 かご漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(3) 略 (4) 操業区域 ア 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業根拠地</th><th>操業区域</th><th>域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勿来浜</td><td>所属漁業協同組合に免許された</td><td></td></tr> <tr> <td>小名名</td><td>共同漁業権漁場及び当該漁業権</td><td></td></tr> <tr> <td>江名町</td><td>漁場の沖合の海面並びに双葉郡</td><td></td></tr> <tr> <td>豊間</td><td>富岡町と同郡檜葉町との境界点</td><td></td></tr> <tr> <td>沼之</td><td>正東線以南の福島県海面のうち</td><td></td></tr> <tr> <td>四久</td><td>ち宮城県と福島県との最大高潮</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>時海岸線における境界点正東9</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>海里の点から双葉郡浪江</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>いわき市塩屋埼灯台中心点</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>正東2.5海里の点、同市番所灯台</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>中心点正東3.5海里の点を経て福</td><td></td></tr> </tbody> </table>	漁業根拠地	操業区域	域	勿来浜	所属漁業協同組合に免許された		小名名	共同漁業権漁場及び当該漁業権		江名町	漁場の沖合の海面並びに双葉郡		豊間	富岡町と同郡檜葉町との境界点		沼之	正東線以南の福島県海面のうち		四久	ち宮城県と福島県との最大高潮			時海岸線における境界点正東9			海里の点から双葉郡浪江			町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、			いわき市塩屋埼灯台中心点			正東2.5海里の点、同市番所灯台			中心点正東3.5海里の点を経て福		17 かご漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(3) 略 (4) 操業区域 ア 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業根拠地</th><th>操業区域</th><th>域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勿来浜</td><td>所属漁業協同組合に免許された</td><td></td></tr> <tr> <td>小名名</td><td>共同漁業権漁場及び当該漁業権</td><td></td></tr> <tr> <td>江名町</td><td>漁場の沖合の海面並びに双葉郡</td><td></td></tr> <tr> <td>豊間</td><td>富岡町と同郡檜葉町との境界点</td><td></td></tr> <tr> <td>沼之</td><td>正東線以南の福島県海面のうち</td><td></td></tr> <tr> <td>四久</td><td>ち宮城県と福島県との最大高潮</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>時海岸線における境界点正東9</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>海里の点から双葉郡浪江</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>いわき市塩屋埼灯台中心点</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>正東2.5海里の点、同市番所灯台</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>中心点正東3.5海里の点を経て同</td><td></td></tr> </tbody> </table> (別紙2) 改正の理由③ (別紙2) 改正の理由②	漁業根拠地	操業区域	域	勿来浜	所属漁業協同組合に免許された		小名名	共同漁業権漁場及び当該漁業権		江名町	漁場の沖合の海面並びに双葉郡		豊間	富岡町と同郡檜葉町との境界点		沼之	正東線以南の福島県海面のうち		四久	ち宮城県と福島県との最大高潮			時海岸線における境界点正東9			海里の点から双葉郡浪江			町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、			いわき市塩屋埼灯台中心点			正東2.5海里の点、同市番所灯台			中心点正東3.5海里の点を経て同		
漁業根拠地	操業区域	域																																																																														
勿来浜	所属漁業協同組合に免許された																																																																															
小名名	共同漁業権漁場及び当該漁業権																																																																															
江名町	漁場の沖合の海面並びに双葉郡																																																																															
豊間	富岡町と同郡檜葉町との境界点																																																																															
沼之	正東線以南の福島県海面のうち																																																																															
四久	ち宮城県と福島県との最大高潮																																																																															
	時海岸線における境界点正東9																																																																															
	海里の点から双葉郡浪江																																																																															
	町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、																																																																															
	いわき市塩屋埼灯台中心点																																																																															
	正東2.5海里の点、同市番所灯台																																																																															
	中心点正東3.5海里の点を経て福																																																																															
漁業根拠地	操業区域	域																																																																														
勿来浜	所属漁業協同組合に免許された																																																																															
小名名	共同漁業権漁場及び当該漁業権																																																																															
江名町	漁場の沖合の海面並びに双葉郡																																																																															
豊間	富岡町と同郡檜葉町との境界点																																																																															
沼之	正東線以南の福島県海面のうち																																																																															
四久	ち宮城県と福島県との最大高潮																																																																															
	時海岸線における境界点正東9																																																																															
	海里の点から双葉郡浪江																																																																															
	町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、																																																																															
	いわき市塩屋埼灯台中心点																																																																															
	正東2.5海里の点、同市番所灯台																																																																															
	中心点正東3.5海里の点を経て同																																																																															

富 熊 請 戸	島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	富 熊 請 戸	県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	
富 熊 請 戸	第17号、第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	富 熊 請 戸	第17号、第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	(別紙2) 改正の理由③ (別紙2) 改正の理由②
鹿 島 磯 部 相馬原釜 地 新	第27号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点	鹿 島 磯 部 相馬原釜 地 新	第27号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点	(別紙2) 改正の理由③

正東9海里の点から 双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、 <u> </u> いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	イ 略 (5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者	第3～第4 略
正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県 <u> </u> と茨城県との最大高潮時海岸線における線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	イ 略 (5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること	第3～第4 略

(別紙2) 改正の理由②	(別紙2) 改正の理由①
--------------	--------------

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

18 かご漁業のうち沖合たこかご漁業に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
18 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針 (趣 旨) 第1 かご漁業のうち、沖合たこかご漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。 第2～第5 略	18 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針 (趣 旨) 第1 かご漁業のうち、沖合たこかご漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。 第2～第5 略	(別紙2) 改正の理由⑥

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

19 かご漁業のうちはおもかご漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考																																								
19 かご漁業のうちはおもかご漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(3) 略 (4) 操業区域ア 略	19 かご漁業のうちはおもかご漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(3) 略 (4) 操業区域ア 略	(別紙2) 改正の理由③ (以下、いずれの漁業根拠地も同様の理由による。)																																								
<table><tr><th>漁業根拠地</th><th>操</th><th>業</th><th>区</th><th>域</th></tr><tr><td>勿 来</td><td>第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小 浜</td><td>第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小 名 浜</td><td>第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	漁業根拠地	操	業	区	域	勿 来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面				小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面				小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で				<table><tr><th>漁業根拠地</th><th>操</th><th>業</th><th>区</th><th>域</th></tr><tr><td>勿 来</td><td>第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小 浜</td><td>第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小 名 浜</td><td>第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	漁業根拠地	操	業	区	域	勿 来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面				小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面				小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で				
漁業根拠地	操	業	区	域																																						
勿 来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面																																									
小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面																																									
小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で																																									
漁業根拠地	操	業	区	域																																						
勿 来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面																																									
小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面																																									
小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で																																									

共同漁業権漁場を除く海面		共同漁業権漁場を除く海面	
江 名 町	第 8 号 共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	江 名 町	第 8 号 共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊 間	第 10 号 共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	豊 間	第 10 号 共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼 之 内	第 12 号 共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	沼 之 内	第 12 号 共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四 倉	第 14 号 共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	四 倉	第 14 号 共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久 之 浜	第 16 号 共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面	久 之 浜	第 16 号 共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

富	熊	第 18 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で <u>第一種共同漁業権漁場</u> を除く海面	富	熊	第 18 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で <u>第一種共同漁業権漁場</u> を除く海面
請	戸	第 19 号、第 20 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で <u>第一種共同漁業権漁場</u> を除く海面	請	戸	第 19 号、第 20 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で <u>第一種共同漁業権漁場</u> を除く海面
鹿	島	第 21 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で <u>第一種共同漁業権漁場</u> を除く海面	鹿	島	第 21 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で <u>第一種共同漁業権漁場</u> を除く海面
磯	部	第 22 号、第 23 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で <u>第一種共同漁業権漁場</u> を除く海面	磯	部	第 22 号、第 23 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で <u>第一種共同漁業権漁場</u> を除く海面
相馬原釜		第 23 号、第 24 号、第 25 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で <u>第一種共同漁業権漁場</u> を除く海面	相馬原釜		第 23 号、第 24 号、第 25 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で <u>第一種共同漁業権漁場</u> を除く海面
新	地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面	新	地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面

イ 略 (5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3～第5 略	で第一種共同漁業権漁場を除く海 面	イ 略 (5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。 第3～第5 略	(別紙2) 改正の理 由①
---	----------------------------------	---	------------------------------

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

20 どう漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考																								
20 どう漁業の許可等に関する取扱方針	20 どう漁業の許可等に関する取扱方針																									
第1 略	第1 略																									
(制限措置)	(制限措置)																									
第2 略	第2 略																									
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略																									
(4) 操業区域	(4) 操業区域																									
ア 総トン数7トン未満船	ア 総トン数7トン未満船																									
(7) 略	(7) 略																									
<table><tr><th>漁業根拠地</th><th>操業区域</th><th>域</th></tr><tr><td>勿来</td><td>第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td><td>正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td></tr><tr><td>小浜</td><td>第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td><td>第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td></tr><tr><td>小名浜</td><td>第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td><td>第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td></tr></table>	漁業根拠地	操業区域	域	勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	<table><tr><th>漁業根拠地</th><th>操業区域</th><th>域</th></tr><tr><td>勿来</td><td>第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td><td>第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td></tr><tr><td>小浜</td><td>第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td><td>第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td></tr><tr><td>小名浜</td><td>第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td><td>第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面</td></tr></table>	漁業根拠地	操業区域	域	勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	(別紙2) 改正の理由③ (以下、いずれの漁業根拠地も同様の理由による。)
漁業根拠地	操業区域	域																								
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面																								
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面																								
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面																								
漁業根拠地	操業区域	域																								
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面																								
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面																								
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面																								

江名町	第8号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	江名町	第8号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	豊間	第10号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	沼之内	第12号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面	四倉	第14号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点 <u>正東</u> の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点 <u>正東</u> の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面	久之浜	第16号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点 <u>正東</u> の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点 <u>正東</u> の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で第一種	富熊	第18号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点 <u>正東</u> の線以北の福島県海面で第一種

共同漁業権漁場を除く海面		共同漁業権漁場を除く海面	
請戸	第19号、第20号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点__正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面	請戸	第19号、第20号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点__正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点__正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面	鹿島	第21号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点__正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点__正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面	磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点__正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点__正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面	相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点__正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点__正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面	新地	第25号、第26号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点__正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
(イ) 略		(イ) 略	
イ 総トン数7トン以上船 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における		イ 総トン数7トン以上船 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における	

る境界点正東9海里の点から 双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、 <u> </u> いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て <u>福島県</u> と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	(5) 略	(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する <u>者</u>	第3～第5 略
る境界点正東9海里の点から 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、 <u>同県</u> いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て <u>同県</u> と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	(5) 略	(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する <u>こと</u>	第3～第5 略
			(別紙2) 改正の理由②
			(別紙2) 改正の理由①

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

21 つば漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
21 つば漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3、第4 略	21 つば漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 略 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること 第3、第4 略	(別紙2) 改正の理由①

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

22 固定式刺し網漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
22 固定式刺し網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 (許可等の条件) 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。 (1) 略 (2) かれい、ひらめ、かに及びさし網の目は、11.5センチメートル(3.8寸)以上、あかじがれい刺し網にあっては、8.5センチメートル(2.8寸)以上、めばる刺し網にあっては、6.1センチメートル(2寸)以上でなければならない。 (3) 敷設した刺し網の両端及びその中間の海上には、所屬漁業協同組合長が県と協議して定めた標旗に許可番号を明瞭に記載し、1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。 (4) 略 (5) 刺し網1反ごとに網具に固着された2個以上	22 固定式刺し網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること (許可等の条件) 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。 (1) 略 (2) かれい、ひらめ、かに及びさし網の目は、11.5センチメートル(3.8寸)以上、あかじがれい刺し網にあっては、8.5センチメートル(2.8寸)以上、めばる刺し網にあっては、6.1センチメートル(2寸)以上でなければならない。 (3) 敷設したさし網の両端及びその中間の海上には、所屬漁業協同組合長が県と協議して定めた標旗に許可番号を明瞭に記載し、1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。 (4) 略 (5) さし網1反ごとに網具に固着された2個以上	(別紙2) 改正の理由① (別紙2) 改正の理由⑦(以下、(3)、(5)ともに同様の理由による。)

の浮子に、船名及び氏名を明瞭に記載しなければ ならない。 (6)、(7) 略 第4 略	の浮子に、船名及び氏名を明瞭に記載しなければ ならない。 (6)、(7) 略 第4 略	
---	---	--

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

23 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
23 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針 第1、第2 略 (制限措置) 第3 略 (1)～(3) 略 (4) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第4、第5 略	23 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針 第1、第2 略 (制限措置) 第3 略 (1)～(3) 略 (4) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること 第4、第5 略	(別紙2) 改正の理由①

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

25 地びき網漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
25 地びき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者 第3、第4 略	25 地びき網漁業の許可等に関する取扱方針 第1 略 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること 第3、第4 略	(別紙2) 改正の理由①

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

(別紙1)

1 改正の趣旨

知事許可漁業の漁業種類別の取扱方針について、制限措置等を告示するに当たり文書法規上の修正が加えられたものについて、告示に倣い取扱方針の規定ぶりを修正するもの。

その他、取扱方針における表現の統一、また、脱字がある箇所を修正するもの。
なお、今回の改正は、取扱方針における規定の内容を変更するものではない。

2 改正の概要

以下の(1)から(3)に掲げる事項について改正する。

詳細は、別紙2「知事許可漁業に係る漁業種類別の取扱方針一部改正の概要について」のとおり。

- (1) 漁業を営む者の資格の表現の修正
- (2) 操業区域の表現の修正
- (3) 字句修正及び脱字の修正

3 付帯決議

字句の修正等の軽微な修正については、知事部局に一任する。

(今後の予定)

令和5年4月18日 第22期第13回福島海区漁業調整委員会で協議
(委員会からの回答後) 決定、施行

知事許可漁業に係る漁業種類別の取扱方針一部改正の概要について

(別紙2)

令和5年4月6日
福島県農林水産部水産課

改正の概要	改正案	現行	改正の理由	該当する取扱方針
漁業を営む者の 資格の表現の 修正	福島県に住所を有する者	福島県に住所を有すること()	制限措置を告示した際に、 文書法務課から指摘あり。 ① 指摘のとおり取扱方針の表 現を修正するもの。	1、2、3、4、 5、6、7、8、 10、11、12、13、 15、16、17、19、 20、21、22、23、 25
操業区域の表現 の修正	宮城県と福島県との最大高潮時海岸 線における境界点正東9海里の点か ら <u>双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端</u> 正東5海里の点、 <u>いわき市塩屋</u> 埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市 番所灯台中心点正東3.5海里の点を経 て福島県と茨城県との最大高潮時海 岸線における境界点正東5海里の点 に至る線以東の海面のうち福島県の 沖合の海面	宮城県と福島県との最大高潮時海岸 線における境界点正東9海里の点か ら福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端 正東5海里の点、同県いわき市塩屋 埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市 番所灯台中心点正東3.5海里の点を経 て同県と茨城県との最大高潮時海 岸線における境界点正東5海里の点 に至る線以東の海面のうち福島県の 沖合の海面	他の取扱方針の操業区域の 記載に合わせて県名を記載 ② しない。それに伴い、本文 中の表現を修正するもの。	5、12、17、20
	宮城県と福島県との最大高潮時海岸 線における境界点正東9海里の点か ら <u>双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端</u> 正東5海里の点、 <u>いわき市塩屋</u> 埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市 番所灯台中心点正東3.5海里の点を経 て福島県と茨城県との最大高潮時海 岸線における境界点正東5海里の点 に至る線以東の海面のうち福島県の 沖合の海面	宮城県と福島県との最大高潮時海岸 線における境界点正東9海里の点か ら福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端 正東5海里の点、同県いわき市塩屋 埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市 番所灯台中心点正東3.5海里の点を経 て同県と茨城県との最大高潮時海 岸線における境界点正東5海里の点 に至る線以東の海面のうち福島県の 沖合の海面		11

改正の概要	改正案	現行	改正の理由	該当する取扱方針
操業区域の表現 の修正	〇〇(市町名等)と〇〇(市町名等)との境界点 <u>正東</u> の線以南(以北)の福島県海面…	〇〇(市町名等)と〇〇(市町名等)との境界点 <u>正東</u> の線以南(以北)の福島県海面…	③ 他の取扱方針と表現を合わせるもの。	6、10、11、13、19、20
	…並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面のうち…	…並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点 <u>正東</u> の線以南の福島県海面のうち…	④ 許可をしない場合として規定しているものが1つであるため、本文の記載を改めるもの。	17
字句修正	規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったときは、 <u>当該漁業の許可をしない。</u>	<u>次の各号の一つに該当するときは、当該漁業の許可をしない。</u> (1) <u>規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。</u>	⑤ 制限措置を告示した際に、文書法務課から指摘あり。指摘あったとおり修正するもの。	1、2
	機船船びき網漁業(しらうお、こうなご(通称めろうど含む。))、しらすひき網漁業)	機船船びき網漁業(しらうお、こうなご(通称めろうど含む。))、しらすひき網漁業)	⑥ 許可等の条件中の記載を、福島県漁業調整規則第4条の記載に合わせ修正するもの。	10
	(以下「許可等」という。)、(以下「規則」という。)	(以下「許可等」という。)、(以下「規則」という。)	⑦ 許可等の条件中の記載を、福島県漁業調整規則第4条の記載に合わせ修正するもの。	10、18
	小型機船船びき網漁業(地方名称機船手繰網及び板びき網漁業)の許可船舶	小型機船船びき網漁業(地方名称機船手繰網及び板びき網漁業)の許可船舶	⑧ 許可等の条件中の表記を修正するもの。	12
	刺し網	さし網	⑨ 許可等の条件中の表記を修正するもの。	22
	採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて20kgを超えてはならない。	採捕できる1日 <u>当り</u> のえびの量は、死・活併せて20kgを超えてはならない。	⑩ 許可等の条件中の表記を修正するもの。	6

改正の概要	改正案	現行	改正の理由	該当する取扱方針
脱字の修正	(久之浜) いわき市四倉町と同市沼之内の境界 点...	(久之浜) いわき市四倉__と同市沼之内の境界 点...	脱字があった箇所を修正するもの。 ⑨	10
	(勿来・小浜・小名浜・江名町・豊間・沼ノ内) いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点 正東の線以南の福島県海面及び左記の海面	(勿来・小浜・小名浜・江名町・豊間・沼ノ内) いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点の正東の線以南の福島県海面及び左記の海面		11
	1 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶の場合	1 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶の場合		11
	(相馬原釜) ...当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面	(相馬原釜) ...当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面		16

<漁業種類別の取扱方針一覧>

1 あわび漁業	14 刺し網漁業（かじき等流し網漁業）
2 うに漁業	15 かご漁業（沖合にかご漁業）
3 中型まき網漁業	16 かご漁業（沿岸にかご漁業）
4 小型まき網漁業	17 かご漁業
5 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）	18 かご漁業（沖合たこかご漁業）
6 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料及び自家用釣餌料板びき網漁業）	19 かご漁業（はもかご漁業）
7 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））	20 どう漁業
8 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））	21 つば漁業
9 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））	22 固定式刺し網漁業
10 機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）	23 潜水器漁業
11 機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）	24 小型定置漁業
12 機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）	25 地びき網漁業
13 刺し網（流し網）漁業	

議案第6号



5 生流第 227 号
令和 5 年 4 月 7 日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、まさば及び
ごまさば太平洋系群に関する令和 5 管理年度（令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年
6 月 30 日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 5 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 知事管理区分 福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

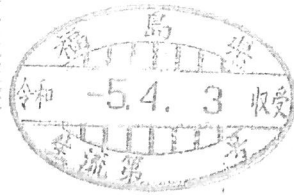
(別 紙)

- 1 概要 : 特定水産資源のうち、まさば及びごまさば太平洋系群について、国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針（以下「方針」という。）に則して、令和5管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等 : 漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性 : 特定水産資源である「まさば及びごまさば太平洋系群」の令和5管理年度（令和5年7月1日～令和6年6月30日）の当初配分数量について、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、その範囲内において、方針に即して、知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
（農林水産大臣が定める数量は、令和5年4月24日に開催予定の水産政策審議会で検討されたうえで、各都道府県に通知される。）
- 4 策定の内容 : 農林水産大臣より配分が見込まれる数量^{※1}に基づき、「まさば及びごまさば太平洋系群 現行水準」とする。
※1 漁業法第15条第4項の規定に基づく当初配分に係る事前照会において示された数量。
- 5 諮問予定 : 令和5年4月18日開催
第22期第13回福島海区漁業調整委員会で諮問

（今後の予定）

- | | |
|--------|---|
| 5月下旬 | 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知 ^{※2} |
| 6月上～中旬 | 都道府県別漁獲可能量の公表（官報登載） |
| 6月中～下旬 | 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量承認申請 |
| 6月中～下旬 | 農林水産大臣から知事管理漁獲可能量承認通知 |
| 6月下旬 | 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課 HP）
関係機関へ通知 |

※2 農林水産大臣からの漁獲可能量の通知が「現行水準」とは異なる配分となった場合は、委員会に改めて諮問する。



事務連絡
令和5年3月31日

都道府県TACご担当者 様

水産庁資源管理部管理調整課
資源管理推進室資源管理基準班

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに各系群の令和5管理年度当初配分案について
(事前照会)

平素よりTAC制度の運用についてご協力いただき感謝申し上げます。

標記について、資源管理基本方針及び令和4年度資源評価結果に基づき、算出した当初配分案は別紙のとおりとなりました。

本案に対して、ご意見がありましたら、4月12日(水)までにご連絡くださるようお願いいたします。

※ 本案は令和5年4月24日に開催予定の水産政策審議会第124回資源管理分科会への諮問を経て、告示されることとなります。

よって、別紙の数値については、現時点の案でありますことをお含みおき願います。

<問い合わせ先>

水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室

資源管理基準班 松島、小路口

03-5510-3303

○令和5年度年度末さば及びごまさは太平洋系群、まさは対馬・琉球系群及びごまさは東シナ海系群、ずわいがに各系群のTACについて

別記1 管理資源 大臣管理 項目	まさは太平洋系群			まさは対馬・琉球系群及びごまさは東シナ海系群			ずわいがに太平洋系群			ずわいがに日本海系群A海域			ずわいがに日本海系群B海域			ずわいがに北海・道庁系群			ずわいがにオホーツク系群		
	別記2-1 TAC	別記2-2 シェフ	別記2-3 目安数量 (算定値)	別記3-1 TAC	別記3-2 シェフ	別記3-3 目安数量 (算定値)	別記4-1 TAC	別記4-2 シェフ	別記4-3 目安数量	別記5-1 TAC	別記5-2 シェフ	別記5-3 目安数量	別記6-1 TAC	別記6-2 シェフ	別記6-3 目安数量	別記7-1 TAC	別記7-2 シェフ	別記7-3 目安数量	別記8-1 TAC	別記8-2 シェフ	別記8-3 目安数量
項目			0.00%																		

注1)数量明示による配分の対象

- 過去3カ年の漁獲実績の平均シェアが全体のうち概ね80% (大臣管理漁獲のシェアを含む) を構成する漁獲量上位の都道府県
1. 以外であって、都道府県が希望する場合 (ご要望があれば担当までご連絡ください。)
- 漁業構造の大幅な変化など管理に必要な場合

注2)現行水準の対象

- 数量明示による配分の対象以外のうち、過去3カ年の平均漁獲実績が1トン以上ある場合
- 算定された数量又は過去3カ年の平均漁獲実績が、10トン未満の場合「10トン未満」、10トン以上50トン未満の場合「50トン未満」、50トン以上100トン未満の場合「100トン未満」と表示 (ずわいがに各系群除く)

注3)配分しない(数量を明示しない)対象

注2を除き数量明示による配分の対象以外のうち、過去3カ年の平均漁獲実績が1トン未満

議案第7号

5 生流第 2 1 5 号

令和 5 年 4 月 7 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に
関する基本計画について（諮問）

令和 4 年 7 月 1 日に、沿岸漁場整備開発法（昭和 4 9 年法律第 4 9 号 最終改正 平成 3 0 年法律第 9 5 号）第 6 条に基づき、国が水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を定めたことから、同法第 7 条の 2 により別紙のとおり計画を策定したいので、同条の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 實松 024-521-7376）

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」
(第8次福島県栽培漁業基本計画)の策定について

第22期第11回福島海区漁業調整委員会でお示した第8次福島県栽培漁業基本計画(案)からの変更点

令和3年度のヒラメの県内放流実績が132万尾であったことを踏まえ、ヒラメの生産数量及び県内放流量の目標(令和8年度)を100万尾から130万尾としました。

＜第8次福島県栽培漁業基本計画(案)からの抜粋(4頁26行～5頁1行)＞

3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標

栽培漁業を推進する対象種ごとの令和8年度の種苗放流数量の目標は次のとおりとします。

【変更前】

単位：万尾、万个

種類	目標(令和8年度)		参考：県内放流実績	
	生産数量	県内放流数量	平成22年度 (震災前)	令和3年度
アワビ	100(殻長3cm)	100(殻長3cm)	44.4(殻長3cm)	7.3(殻長3cm)
ウニ	休止		16.3(殻長1.5cm)	休止
ヒラメ	100(全長10cm)	100(全長10cm)	103(全長10cm)	132(全長10cm)
ホシガレイ	10(全長8cm)	10(全長8cm)	2.6(全長8cm)	8(全長6cm)

生産及び放流にあたっては、漁業の復興状況及び漁業者団体の意見等を参考に数量の検討を行います。

【変更後】

単位：万尾、万个

種類	目標(令和8年度)		参考：県内放流実績	
	生産数量	県内放流数量	平成22年度 (震災前)	令和3年度
アワビ	100(殻長3cm)	100(殻長3cm)	44.4(殻長3cm)	7.3(殻長3cm)
ウニ	休止		16.3(殻長1.5cm)	休止
ヒラメ	130(全長10cm)	130(全長10cm)	103(全長10cm)	132(全長10cm)
ホシガレイ	10(全長8cm)	10(全長8cm)	2.6(全長8cm)	8(全長6cm)

生産及び放流にあたっては、漁業の復興状況及び漁業者団体の意見等を参考に数量の検討を行います。

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」
(第8次福島県栽培漁業基本計画)の策定について

1 計画策定の目的

沿岸漁場整備開発法(第7条の2)及び同法施行令(第5条)に基づき、県栽培漁業基本計画を都道府県知事が策定できるものとされています。

現在の福島県の漁業は、試験操業を経て本格的な操業へと取り組む段階にあります。そして、県では令和3年12月に策定した福島県農林水産業振興計画(令和4～12年度)において、水産資源を管理しながら生産額を拡大する「ふくしま型漁業の実現」を目指すこととしており、その実現には栽培漁業による沿岸資源の維持及び増大が不可欠です。

令和4年7月1日に国が栽培漁業基本方針を策定したことから、新たに令和4～8年度の5か年の栽培基本計画を策定します。

2 基本計画の主要事項

- (1) 「ふくしま型漁業」の実現のために、相馬市に整備された水産資源研究所において震災前と同等の生産が可能となるよう、生産体制の再構築を図り、効果的かつ効率的な栽培漁業による資源の持続的利用の推進及び水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立を図ります。
- (2) 放流種苗が他道県の海域まで回遊する広域種については、国、関係機関又は団体との連携のもと、効率的な種苗生産及び放流体制の強化に努めます。
- (3) 栽培漁業を推進する水産動物と目標は、以下のとおりとします。

単位：万尾、万個

種類	目標(令和8年度)		参考：県内放流実績	
	生産数量	県内放流数量	平成22年度 (震災前)	令和3年度
アワビ	100(殻長3cm)	100(殻長3cm)	44.4(殻長3cm)	7.3(殻長3cm)
ウニ	休止	—	16.3(殻長1.5cm)	休止
ヒラメ	100(全長10cm)	100(全長10cm)	103(全長10cm)	132(全長10cm)
ホシガレイ	10(全長8cm)	10(全長8cm)	2.6(全長8cm)	8(全長6cm)

(4) 栽培漁業対象種の課題と取り組み

ア アワビ

震災以後の資源状況の変化について把握し、持続的な資源利用に向けて、漁業者が行う取り組みへの支援や技術的指導を行います。

イ ヒラメ

休止している種苗生産・放流体制について、漁業者団体等と協議のうえ、資源状況及び漁業の復興状況に応じたものへ再構築します。

ウ ホシガレイ

栽培漁業の事業化実証に向けて種苗生産の安定化及び効果的な放流手法の検討を進め、試験放流等を通じて栽培漁業による資源造成の効果を検証します。

エ 栽培漁業研究対象種

持続的な栽培漁業体制の確立に向け、対象魚種の拡大と種苗生産の低コスト化に向けた技術開発及び効果的な放流を行うための調査を行います。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）

令和5年4月7日

福島県

福島県の水産業は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）によって壊滅的な被害を受け、県の「つくり育てる漁業」の拠点である大熊町の水産種苗研究所、ヒラメ栽培漁業振興施設及びアワビ・ウニ・アユ種苗生産施設は大きく損壊しました。また、その後の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響により、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされ、当該施設も従来の場所での復旧が困難な状況になりました。

漁業者は平成24年から水産物の出荷先における評価を調査する目的で試験操業に取り組み、漁船、漁港、市場等の生産・流通体制については一定程度復旧したこと、震災前に行っていたほぼ全ての漁法が操業可能となったこと、福島県沖の漁場については、一部の自粛海域を除き震災前と同様の海域が利用可能となったこと、放射性物質の検査体制が構築され、福島県産の海産魚介類の安全性が確保され、また、令和3年3月末時点で放射性物質はほぼ検出されなくなったこと、出荷先都道府県数は、震災前とほぼ同様に回復し、市場において一定の評価を得ていることから、令和3年4月から本格的な操業へと取り組む段階に移行しました。

（注）上記の「本格的な操業へと取り組む段階」に関する記述は、福島県漁業協同組合連合会のホームページ「福島県の漁業について」（<http://www.fsgyoren.jf-net.ne.jp/>）より引用。

本県は令和3年12月に策定した「福島県農林水産業振興計画」において、栽培漁業の再開に取り組むこととしており、相馬市に整備し平成31年2月から全面供用を開始した水産資源研究所でアワビ、ヒラメ、アユの種苗生産再開に取り組む、生産体制の再構築を進めています。

さらに、水産資源を管理しながら生産額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現に向け、資源管理上効果のある対象種を見極めた上で重点化して栽培漁業を推進することにより沿岸漁業資源の維持及び増大を図ることが重要です。

このため、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号。以下「法」という。）第6条第1項に基づく国の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（第8次栽培漁業基本方針）」を踏まえ、法第7条の2に基づき、令和4年度から令和8年度までの5か年間を計画期間とする「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を定め、効果的かつ効率的な栽培漁業による資源の持続的利用の推進及び水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立を図ります。

1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 水産種苗生産体制の再構築

従前の大熊町の施設と同等の生産能力を有する水産種苗研究・生産施設として相馬市に水産資源研究所を整備し、平成31年2月に全面供用を開始しました。

新施設においてもその能力を発揮し震災前と同等の生産が可能となるよう、生産体制の再構築を図ります。

(2) 対象水産動物の選定

ア 栽培漁業推進対象種

栽培漁業を推進する対象の水産動物を栽培漁業推進対象種とし、その対象は、震災前の種苗放流の実績、漁獲実態及び震災後の資源状況を考慮し、社会的、経済的情勢や技術開発の進捗状況、種苗生産施設の能力等を踏まえ決定します。

(ア) アワビ（地先種）

アワビについては、持続的な漁業生産を確保し地域の漁業振興を図るため、適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に種苗放流を進めます。

(イ) ヒラメ（広域種）

ヒラメについては、資源管理と栽培漁業による資源の持続的利用を図るため、放流効果向上を目指すとともに、種苗放流が資源の維持・増大に及ぼす効果を科学的に検証します。

(ウ) ホシガレイ（希少種）

単価が高く、資源量が少ないホシガレイについては、事業化を検証するため、試験放流等を通じて栽培漁業による資源造成の効果を検証します。

(エ) ウニ

ウニの種苗生産は当面休止とします。

イ 栽培漁業研究対象種

栽培漁業による資源の持続的利用の推進にあたり、今後の状況変化への柔軟な対応が求められることから、栽培漁業推進対象種の追加や変更に対応できるよう、研究対象とする水産動物を栽培漁業研究対象種と定め、基礎的な試験研究や技術開発に取り組みます。

(3) 種苗生産体制が整うまでの種苗放流の継続

種苗放流を継続するため、県は、放流用種苗の確保に係る取組を支援します。

(4) 種苗生産の安定および省人・省力化

1 アクアレオウイルス感染症やパーキンソン症等種苗生産に壊滅的な被害を与える
2 疾病の発生・侵入防止技術の開発・導入や、ICTの導入により、生産の安定とコスト
3 の低減に努めます。

4
5 (5) 効果的な種苗放流の推進

6 栽培漁業が沿岸域の水産資源の維持・増大に寄与するよう、従来の調査手法に加え、ICT技術を活用し、種苗の特性に応じた放流時期や場所の改善や、県内唯一の
7 潟湖である相馬市の松川浦の保育場としての機能を活用すること等により放流種苗
8 の生残率向上に努めるとともに、自然適応能力が高い種苗の生産を推進します。

9 また、沿岸域の環境変化に対応する必要がある場合、対象種の変更や放流手法の見
10 直し等必要な技術開発に取り組みます。

11
12
13 (6) 生態系等への配慮

14 国及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が策定した「栽培漁業における遺伝的
15 多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針（平成27年3月）」に基づく
16 種苗生産の推進により、遺伝的な攪乱のリスクの低減に努めるとともに、種苗の放流
17 にあたっては、対象種の資源状況を把握し、他の水産動物に対する影響や生態系の保
18 全に配慮します。

19
20 (7) 資源管理、水産基盤整備等との連携の強化

21 放流効果の向上を図り、また、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培
22 漁業を推進するため、放流場周辺の操業自粛や小型魚保護等を行うなど資源管理等
23 との一体的な取組を進めます。

24 また、放流種苗を含めた幼稚魚の育成の場となる藻場、干潟等の環境・生態系の維
25 持・回復等のため漁業者等が行う水産業の多面的機能の発揮に資する地域の活動を
26 支援します。

27
28 (8) 広域種の種苗放流による資源の持続的利用の推進

29 放流種苗が他道県の海域まで回遊する広域種（ヒラメ・マツカワ）については、本
30 県も参画している太平洋北海域栽培漁業推進協議会が策定する当該広域種の栽培漁
31 業広域プランに基づき、国、関係道県との連携のもと、効率的な種苗生産・放流体制
32 の強化に努めます。

33
34 (9) 種苗放流の合理性の検討

35 栽培漁業の実施にあたっては、種苗放流による経済効果や放流効果の範囲、公益性
36 の程度を考慮したうえで、経費負担等を検討・評価し、継続的な実施体制の確立に努

- 1 めまず。
- 2 期待した放流効果が得られない対象種や、目標とする安定した資源状態が得られ
- 3 た対象種については、関係者と協議のうえ、種苗生産や放流の規模や手法を変更する
- 4 など柔軟な対応を図ります。
- 5 さらに、資源評価を踏まえた資源管理上の効果を評価できるよう、栽培漁業推進
- 6 対象種の資源評価に努めます。
- 7
- 8 2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類
- 9 本県において栽培漁業を推進する水産動物及びその研究に取り組む水産動物は次のと
- 10 おりとします。
- 11 (1) 栽培漁業推進対象種
- 12 ア ワ ビ
- 13 ヒ ラ メ
- 14 ホシガレイ
- 15 ウ ニ (休止中)
- 16
- 17 (2) 栽培漁業研究対象種
- 18 アイナメ
- 19 イシガレイ
- 20 キツネメバル
- 21 クロソイ
- 22 マコガレイ
- 23 シロメバル
- 24 その他、海水温の変動等により研究対象とするのが適当と判断される魚種
- 25
- 26 3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標
- 27 栽培漁業を推進する対象種ごとの令和8年度の種苗放流数量の目標は次のとおりとし
- 28 ます。

単位：万尾、万個

種類	目標（令和8年度）		参考：県内放流実績	
	生産数量	県内放流数量	平成22年度 （震災前）	令和3年度
アワビ	100（殻長3cm）	100（殻長3cm）	44.4（殻長3cm）	7.3（殻長3cm）
ウニ	休止	－	16.3（殻長1.5cm）	休止
ヒラメ	130（全長10cm）	130（全長10cm）	103（全長10cm）	132（全長10cm）
ホシガレイ	10（全長8cm）	10（全長8cm）	2.6（全長8cm）	8（全長6cm）

29 生産及び放流にあたっては、漁業の復興状況及び漁業者団体の意見等を参考に数量の

30

1 検討を行います。

2

3 4 特定水産動物育成事業に関する事項

4 放流効果が明らかな対象種については、必要に応じ、法第7条の2第2項第4号に定め
5 る特定水産動物育成事業の活用を検討します。

6

7 5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

8 (1) 技術開発水準の到達すべき段階

9 ア 栽培漁業推進対象種

種類	令和8年度における 技術開発段階	令和3年度における 技術開発段階	平成28年度における 技術開発段階
アワビ	F	F	F
ヒラメ	F	F	F
ホシガレイ	E	C	C

10

11

12 イ 栽培漁業研究対象種

種類	令和8年度における 技術開発段階	令和3年度における 技術開発段階	平成28年度における 技術開発段階
アイナメ	C	C	C
イシガレイ	C	B	B
キツネメバル	C	B	B
クロソイ	C	B	B
マコガレイ	C	B	B
シロメバル	C	B	B

13

14

15 (注) 上記の符号の技術開発段階は以下のとおり

16 A：新技術開発期

17 種苗生産の基礎技術開発を行う。

18 B：量産技術開発期

19 種苗生産の可能な種類について、種苗の量産技術の開発を行う。

20 C：放流技術開発期

21 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得るうえで最も
22 適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。

23 D：事業化検討期

24 対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討すると
25 ともに、受益の範囲と程度を把握する。

1 E：事業化実証期

2 種苗の生産・放流体制を整備したうえで、放流による効果を実証し、経費の
3 低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。

4 F：事業化実施期

5 持続的な栽培漁業が成立する。

6
7 (2) 栽培漁業対象種の課題及び取組

8 1に定める指針に基づく取組の他、栽培漁業対象種ごとの課題に対し、以下の事項
9 に取り組みます。

10 ア 栽培漁業推進対象種

11 (ア) アワビ

12 a 震災以後、種苗放流数と出漁日数が減少し、アワビ資源の利用状況が変
13 化したことで、漁獲されるアワビの大型個体の占める割合の増加や漁獲さ
14 れるアワビに占める人工種苗の割合が低下するなど、アワビの資源状況が
15 変化したことから、その状況を継続的に把握し、持続的に利用可能な状態
16 となるよう、漁業者が行う種苗放流を支援し、漁獲管理を指導します。

17 b 放流種苗の回収率の向上のため、生残に寄与する種苗の特性を検証する
18 とともに、漁場ごとに最適かつ効率的な放流方法を検討し、漁業者に対して
19 増殖技術を指導します。

20 c 餌となる海藻が消失しアワビの生息環境を悪化させる「磯焼け」が見ら
21 れることから、藻場造成や、磯焼けの原因の一つであるウニの生息密度調
22 整など漁業者が行う磯焼け対策を支援します。

23
24 (イ) ヒラメ

25 a 無眼側の体色異常が市場価格の低下につながらないように、体色異常低減
26 を含む種苗生産技術の改良に取り組むとともに、更なる放流効果の向上を
27 図るため、放流技術及び資源管理技術の検証と改良に取り組めます。

28 b 震災後、種苗生産施設の損壊や漁業の操業自粛を余儀なくされたこと等
29 から休止した従前の種苗生産・放流体制について、漁業者団体等と協議、検
30 討のうえ、資源状況及び漁業の復興状況に応じた体制を再構築します。

31
32 (ウ) ホシガレイ

33 a 種苗生産においてふ化仔魚期から着底までの生残率は向上したが、着底
34 以降の生残率の向上や形態異常個体の出現率の低減に課題があり、さらな
35 る技術開発が必要であることから、種苗生産研究を継続し、栽培漁業の事業
36 化実証に必要な数量の種苗を安定して生産する技術を開発します。

- 1 b 効果的な種苗放流を行うための情報が不足していることから、放流効果
2 の向上を図るため、放流に適切な時期、場所、サイズ等について評価し、効
3 果的な放流技術を開発します。
- 4 c 持続的な種苗生産・放流体制の確立のためには、適正な費用負担体制及び
5 資源管理体制が必要であることから、市場調査で放流による経済効果を把
6 握し、適正な費用負担規模や全長規制による資源管理効果を検証します。
- 7
- 8 (エ) ウニ
- 9 a ウニ種苗生産については当面休止とし、種苗生産の再開については新施
10 設における生産体制の再構築の後に状況に応じて検討します。
- 11 b 一方で、震災後に一部の漁場でウニの大幅な減少が確認されていること
12 から、それらの漁場における種苗放流の有効性を検討するために行う他の
13 漁場で駆除したウニの移植などの漁業者の取組を支援します。
- 14
- 15 イ 栽培漁業研究対象種
- 16 (ア) アイナメ、イシガレイ、キツネメバル、クロソイ、マコガレイ、シロメバル
- 17 a 水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立のためには対象魚種の拡大と
18 種苗生産の低コスト化が不可欠です。
- 19 このため、種苗の大量生産技術や輸送技術等の開発及び、効果的な放流を
20 行うため適切な放流時期や場所等の調査を行います。
- 21
- 22 6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項
- 23 (1) 対象種について、県の漁業調査船を用いた調査等に加え、漁業者等の協力を得なが
24 ら、その資源状態及び種苗放流による増殖効果、経済効果等を把握します。
- 25
- 26 (2) 天然資源を含めた対象種の資源管理を行うため、生態や資源変動要因等の調査を行
27 います。
- 28
- 29
- 30 7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項
- 31 (1) 国や関係道県、国立研究開発法人水産研究・教育機構等の関係団体と協力し栽培漁
32 業の効率的かつ計画的な推進を図り、放流種苗が他の道県まで回遊する広域種につ
33 いては、太平洋北海域栽培漁業推進協議会のもと、広域的な連携を強化します。
- 34
- 35 (2) 栽培漁業を通じて得られた対象種の生態的知見や飼育技術等は、試験研究機関等に
36 より資源管理や養殖業等其他の水産業分野に速やかに活用されるよう努めます。

- 1
2 (3) 公益財団法人福島県栽培漁業協会が行う栽培漁業用の種苗生産や一般財団法人福
3 島県漁業振興基金が行う栽培漁業事業の運営を支援し、連携して栽培漁業を推進し
4 ます。
5
6 (4) 漁業者をはじめ遊漁者を含めた県民に向け、栽培漁業に関する情報発信を行い、放
7 流種苗や天然の小型魚介類の保護育成等、資源管理の必要性について啓発し、栽培漁
8 業を円滑に推進します。
9
10 (5) 水産動物の種苗の放流及び育成にあたっては、沿岸海域における漁業操業、公共事
11 業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮、尊重します。
12
13 (6) 基本計画の期間は令和8年度までとします。なお、計画期間中に国の栽培漁業基本
14 方針の見直しが行われる場合及び沿岸漁業の復興状況により必要が生じた場合には、
15 基本計画の見直しについて検討します。

新旧対照表

新	旧
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 前段 福島県の水産業は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）によって壊滅的な被害を受け、県の「つくり育てる漁業」の拠点である<u>大熊町の水産種苗研究所</u>、<u>ヒラメ栽培漁業振興施設及びアワビ・ウニ・アユ種苗生産施設</u>は大きく損壊しました。また、その後の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響により、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされ、当該施設も従来の場所での復旧が困難な状況になりました。 漁業者は平成24年から水産物の出荷先における評価を調査する目的で試験操業に取り組み、漁船、漁港、市場等の生産・流通体制については一定程度復旧したことが、震災前に行っていたほぼ全ての漁法が操業可能となったこと、福島県沖の漁場については、一部の自粛海域を除き震災前と同様の海域が利用可能となったこと、放射性物質の検査体制が構築され、福島県産の海産魚介類の安全性が確保され、また、令和3年3月末時点で放射性物質はほぼ検出されなくなったこと、出荷先都道府県数は、震災前とほぼ同様に回復し、市場において一定の評価を得ていることから、令和3年4月から本格的な操業へと取り組み段階に移行しました。 （注）上記の「本格的な操業へと取り組み段階」に関する記述は、福島県漁業協同組合連合会のホームページ「福島県の漁業について」（http://www.fsgyoren.jp/net.ne.jp/）より引用 本県は令和3年12月に策定した「福島県農林水産業振興計画」において、<u>栽培漁業の再開に取り組みることとしており、相馬市に整備し平成31年2月から全面供用を開始した水産資源研究所でアワビ、ヒラメ、アユの種苗生産再開に取り組</u>	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 前段 福島県の水産業は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」とする）によって壊滅的な被害を受け、県の「つくり育てる漁業」の拠点であった水産種苗研究所、ヒラメ栽培漁業振興施設及びアワビ・ウニ・アユ種苗生産施設は大きく損壊しました。また、その後の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響により、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされ、当該施設も従来の場所での復旧が困難な状況になりました。 当該事故による水産物への放射性物質の影響についてはこれまでの検査によって多くの魚種で安全性が確認されてきており、漁業者はそれらの魚種で水産物の出荷先における評価を調査する目的での試験的な操業に取り組んでいます。 また、沿岸漁業資源を維持するため、種苗放流を継続する必要があることから、公益財団法人福島県栽培漁業協会（以下「福栽協」とする）は他県等の種苗生産機関の協力のもと、沿岸へ放流する種苗の確保に取り組みしており、従来より小規模で

新旧対照表

新	旧	備考
み、生産体制の再構築を進めています。 さらに、水産資源を管理しながら生産額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現に向け、資源管理上効果のある対象種を見極めた上で重点化して栽培増漁業を推進することにより沿岸漁業資源の維持及び増大を図ることが重要です。 このため、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号。以下「法」という。）第6条第1項に基づく国の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（第8次栽培増漁業基本方針）」を踏まえ、法第7条の2に基づき、令和4年度から令和8年度までの5か年間の計画期間とする「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を定め、効果的かつ効率的な栽培増漁業による資源の持続的利用の推進及び水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立を図ります。 1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針 (1) 水産種苗生産体制の再構築 従前の大熊町の施設と同等の生産能力を有する水産種苗研究・生産施設として相馬市に水産資源研究所を整備し、平成31年2月に全面使用を開始しました。 新施設においてもその能力を発揮し震災前と同等の生産が可能となるよう	はあるものの、ヒラメは平成24年度から、アワビは平成25年度から種苗放流を再開しています。加えて、これまで種苗生産及び放流技術の研究に取り組んできたホシガレイについても、平成26年度から種苗放流試験を再開しています。 さらに本県は平成25年3月に策定した「ふくしま農林水産業新生プラン」において、水産種苗生産体制の再構築に取り組むこととしており、平成26年6月から水産種苗研究・生産施設（仮称）の再整備を進めています。 今後栽培増漁業による沿岸漁業資源の維持及び増大は、漁家経営を豊かで安定したものとするためにますます重要なものとなると考えられます。 そこで、県では沿岸漁場整備開発法に基づき、国の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（第7次栽培増漁業基本方針）」を踏まえ、平成29年度から平成33年度までの5か年間の本計画を策定し、効果的かつ効率的な栽培増漁業の持続的な推進を図ります。 1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針 (1) 水産種苗研究・生産施設（仮称）の復旧 大熊町にあった従前の施設と同等の生産能力を有する水産種苗研究・生産施設（仮称）を、平成30年度中の間所を目標に相馬市に再整備します。 再整備される水産種苗生産施設の生産能力は、次のとおりです。	

新旧対照表

新	旧	備考												
う、生産体制の再構築を図ります。 (2) 対象水産動物の選定 ア 栽培漁業推進対象種 栽培漁業を推進する対象の水産動物を栽培漁業推進対象種とし、その対象は、震災前の種苗放流の実績、漁獲実態及び震災後の資源状況を考慮し、社会的、経済的情勢や技術開発の進捗状況、種苗生産施設の能力等を踏まえ決定します。 (ア) アワビ (地産種) アワビについては、持続的な漁業生産を確保し地域の漁業振興を図るため、適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に種苗放流を進めます。 (イ) ヒラメ (広域種) ヒラメについては、資源管理と栽培漁業による資源の持続的利用を図るため、放流効果向上を目指すとともに、種苗放流が資源の維持・増大に及ぼす効果を科学的に検証します。 (ウ) ホシガレイ (希少種)	※参考として記載 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>生産サイズ</th><th>生産可能数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アワビ</td><td>殻長3cm</td><td>100万個</td></tr> <tr> <td>ヒラメ</td><td>全長10cm</td><td>100万尾</td></tr> <tr> <td>(アユ※)</td><td>(全長5.5～6cm)</td><td>(300万尾)</td></tr> </tbody> </table> (2) 対象水産動物の選定 本計画に基づき栽培漁業を推進する対象とする水産動物（以下「対象種」とする。）については、震災前の種苗放流の実績、漁獲実態及び震災後の資源状況を考慮し、社会的、経済的情勢や技術開発の進捗状況、種苗生産施設の能力等を踏まえ、決定します。	種類	生産サイズ	生産可能数量	アワビ	殻長3cm	100万個	ヒラメ	全長10cm	100万尾	(アユ※)	(全長5.5～6cm)	(300万尾)	
種類	生産サイズ	生産可能数量												
アワビ	殻長3cm	100万個												
ヒラメ	全長10cm	100万尾												
(アユ※)	(全長5.5～6cm)	(300万尾)												

新旧対照表

新	旧	備考
単価が高く、資源量が少ないホシガレイについては、事業化を検証するため、試験放流等を通じて栽培漁業による資源造成の効果を検証します。 (エ) ウニ ウニの種苗生産は当面休止とします イ 栽培漁業研究対象種 栽培漁業による資源の持続的利用の推進にあたり、今後の状況変化への柔軟な対応が求められることから、栽培漁業推進対象種の追加や変更に対応できよう、研究対象とする水産動物を栽培漁業研究対象種と定め、基礎的な試験研究や技術開発に取り組みます。 (3) 種苗生産体制が整うまでの種苗放流の継続 種苗放流を継続するため、県は、放流用種苗の確保に係る取組を支援します。 (4) 種苗生産の安定および省人・省力化 アクアレイオウイルス感染症やバーキンサス症等種苗生産に毀滅的な被害を与える疾病の発生・侵入防止技術の開発・導入や、ICTの導入により、生産の安定とコストの低減に努めます。 (5) 効果的な種苗放流の推進 栽培漁業が沿岸域の水産資源の維持・増大に寄与するよう、従来の調査手	また、栽培漁業を持続的に推進して行くにあたり、今後の状況変化への柔軟な対応が求められることから、対象種の追加や変更等に対応できよう、研究対象とする水産動物についても定め、基礎的な試験研究や技術開発に取り組みます。 (3) 本県での種苗生産体制が整うまでの種苗放流の継続 水産種苗研究・生産施設（仮称）が再整備され、種苗生産体制が整うまでは、種苗放流を継続するため、県は福裁協が行う放流用種苗の確保にかかる取組を支援します。 (4) 種苗生産の安定 アクアレイオウイルス感染症やバーキンサス症等種苗生産に毀滅的な被害を与える疾病の発生・侵入防止技術の開発・導入により、生産の安定とコストの低減に努めます。 (5) 効果的な種苗放流の推進 栽培漁業が沿岸資源の維持・増大に寄与するよう、適期適地放流等種苗の	

新旧対照表

新	旧	備考
法に加え、ICT技術を活用し、種苗の特性に応じた放流時期や場所の改善や、県内唯一の潟湖である相馬市の松川浦の保育場としての機能を活用すること等により放流種苗の生残率向上に努めるとともに、自然適応能力が高い種苗の生産を推進します。 また、沿岸域の環境変化に対応する必要がある場合、対象種の変更や放流手法の見直し等必要な技術開発に取り組みます。	特性に応じた放流手法の改善や、松川浦の保育場としての機能を活用すること等により放流種苗の生残率向上に努め、少量または分散放流とならないよう配慮します。 一方で沿岸域の環境変化に対応する必要がある場合、対象種の変更や放流手法の見直し等必要な技術開発にも努めます。 また、遺伝的多様性に配慮し、自然適応能力が高い種苗の生産を推進します。	
(6) 生態系等への配慮 国及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が策定した「栽培漁業における遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針(平成27年3月)」に基づく種苗生産の推進により、<u>遺伝的な攪乱のリスクの低減</u>に努めるとともに、種苗の放流にあたっては、対象種の資源状況を把握し、他の水産動物に対する影響や生態系の保全に配慮します。	(6) 生態系等への配慮 国及び国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「水研機構」とする)が策定した「栽培漁業における遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針(平成27年3月作成)」に基づく種苗生産の推進により生物多様性の保全に努めるとともに、種苗の放流にあたっては、対象種の資源状況を把握し、他の水産動物に対する影響や生態系の保全にも配慮します。	
(7) 資源管理、水産基盤整備等との連携の強化 放流効果の向上を図り、また、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業を推進するため、放流場周辺の操業自粛や小型魚保護等を行うなど資源管理等との一体的な取組を進めます。 また、放流種苗を含めた幼稚魚の育成の場となる藻場、干潟等の環境・生態系の維持・回復等のため漁業者等が行う水産業の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。	(7) 資源管理、水産基盤整備等との連携の強化 放流効果の向上を図り、また、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業を推進するため、放流場周辺の操業自粛や小型魚保護等を行うなど資源管理、津波による漁場被害への対策、水産基盤整備事業等との一体的な取組を進めます。 また、放流種苗を含めた幼稚魚の育成の場となる藻場、干潟等について漁業者等が取り組む環境、生態系保全のための活動を支援します。	

新旧対照表

新	旧	備考
(8) 広域種の種苗放流による資源の持続的利用の推進 放流種苗が他道県の海域まで回遊する広域種（ヒラメ・マツカワ）については、本県も参画している太平洋北海域栽培漁業推進協議会が策定する当該広域種の栽培漁業広域プランに基づき、国、関係道県との連携のもと、効率的な種苗生産・放流体制の強化に努めます。 (9) 種苗放流の合理性の検討 栽培漁業の実施にあたっては、種苗放流による経済効果や放流効果の範囲、公益性の程度を考慮したうえで、経費負担等を検討・評価し、継続的な実施体制の確立に努めます。 期待した効果が得られない対象種や、目標とする安定した資源状態が得られた対象種については、関係者と協議のうえ、種苗生産や放流の規模や手法を変更するなど柔軟な対応を図ります。 さらに、資源評価を踏まえた資源管理上の効果を評価できるよう、栽培漁業推進対象種の資源評価に努めます。	(8) 広域プランに基づく広域種の種苗放流の推進 放流種苗が他の道県まで回遊する広域種（ヒラメ・マツカワ）については、本県も参画している太平洋北海域栽培漁業推進協議会（以下「太平洋北栽培協議会」とする）が策定する当該広域種の栽培漁業広域プランに基づき、国、関係道県の連携のもと、効率的な種苗生産・放流体制の強化に努めます。 (9) 種苗放流の合理性の検討 栽培漁業の実施にあたっては、種苗放流による経済効果や放流効果の範囲、公益性の程度を考慮したうえで、経費負担等を検討・評価し、継続的な実施体制の確立に努めます。 一方で期待した効果が得られない対象種や、目標とする安定した資源状態が得られた対象種については、関係者と協議のうえ、種苗生産や放流の規模や手法を変更するなど柔軟な対応を図ります。	
2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類 本県において栽培漁業を推進する水産動物及びその研究に取り組む水産動物は次のとおりとします。 (1) 栽培漁業推進対象種 ア ウ ビ ヒ ラ メ ホシガレイ ウ ニ（休止中）	2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類 本県において栽培漁業を推進する水産動物及びその研究に取り組む水産動物は次のとおりとします。 (1) 栽培漁業推進対象種 ア ウ ビ ウ ニ（第7次計画で休止した。） ヒ ラ メ ホシガレイ	

新旧対照表

新	旧	備考																								
(2) 栽培漁業研究対象種 アイナメ イシガレイ キツネメバル クロソイ マコガレイ シロメバル その他、海水温の変動等により研究対象とするのが適当と判断される魚種	(2) 栽培漁業研究対象種 アイナメ イシガレイ キツネメバル クロソイ マコガレイ シロメバル																									
3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標 栽培漁業を推進する対象種ごとの令和8年度の種苗放流数量の目標は次のとおりとします。	3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標 栽培漁業を推進する対象種ごとの平成33年度を目標とする種苗放流数量は次のとおりとします。	単位：万尾、万個 <table> <tr> <th>種類</th><th>目標(令和8年度)</th><th>参考：県内放流実績</th></tr> <tr> <td></td><td>生産数量</td><td>平成22年度 (震災前)</td></tr> <tr> <td>アワビ</td><td>100 (殻長3cm)</td><td>100 (殻長3cm)</td></tr> <tr> <td>ウニ</td><td>100 (殻長3cm)</td><td>44.4 (殻長3cm)</td></tr> <tr> <td>ヒラメ</td><td>130 (全長10cm)</td><td>16.6 (殻長1.5cm)</td></tr> <tr> <td>ホシガレイ</td><td>10 (全長8cm)</td><td>103 (全長10cm)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>2.6 (全長8cm)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>0.3 (全長8cm)</td></tr> </table> この目標は、平成30年度に水産種苗研究・生産施設(仮称)が完成していることを前提に設定したものです。 生産及び放流にあたっては、漁業の復興状況及び漁業者団体の意見等を参考に数量の検討を行います。 ウニについては、資源が高水準であること及び漁業者からの種苗生産の要望が減少していること等から、種苗生産を当面休止します。	種類	目標(令和8年度)	参考：県内放流実績		生産数量	平成22年度 (震災前)	アワビ	100 (殻長3cm)	100 (殻長3cm)	ウニ	100 (殻長3cm)	44.4 (殻長3cm)	ヒラメ	130 (全長10cm)	16.6 (殻長1.5cm)	ホシガレイ	10 (全長8cm)	103 (全長10cm)			2.6 (全長8cm)			0.3 (全長8cm)
種類	目標(令和8年度)	参考：県内放流実績																								
	生産数量	平成22年度 (震災前)																								
アワビ	100 (殻長3cm)	100 (殻長3cm)																								
ウニ	100 (殻長3cm)	44.4 (殻長3cm)																								
ヒラメ	130 (全長10cm)	16.6 (殻長1.5cm)																								
ホシガレイ	10 (全長8cm)	103 (全長10cm)																								
		2.6 (全長8cm)																								
		0.3 (全長8cm)																								

新旧対照表

新	旧	備考
4 特定水産動物育成事業に関する事項 放流効果が明らかな対象種については、必要に応じて、法第7条の2第2項第4号に定める特定水産動物育成事業の活用を検討します。 5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項 (1) 技術開発水準の到達すべき段階 ア 栽培漁業推進対象種	4 特定水産動物育成事業に関する事項 放流効果が明らかな対象種については、必要に応じて沿岸漁場整備開発法第7条の2第2項第4号に定める特定水産動物育成事業の活用を検討します。 5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項 (1) 技術開発水準の到達すべき段階 ア 栽培漁業推進対象種	
種類 令和8年度における 令和33年度における 平成28年度における 平成22年度における 技術開発段階 技術開発段階 技術開発段階 技術開発段階 ア アワビ F F F F ヒラメ F F F F ホシガレイ E C C C	種類 平成33年度における 平成28年度における 平成22年度における 技術開発段階 技術開発段階 技術開発段階 ア アワビ F F F ヒラメ F F F ホシガレイ D～E C C	
イ 栽培漁業研究対象種	イ 栽培漁業研究対象種	
種類 令和8年度における 令和33年度における 平成28年度における 平成22年度における 技術開発段階 技術開発段階 技術開発段階 技術開発段階 ア アワビ C C C C ヒラメ C C C C ホシガレイ C C C C マコメ C C C C シロメ C C C C	種類 平成33年度における 平成28年度における 平成22年度における 技術開発段階 技術開発段階 技術開発段階 ア アワビ C C C ヒラメ C C C ホシガレイ C C C マコメ C C C シロメ C C C	
(注) 上記の符号の技術開発段階は以下のとおり	(注) 上記の符号の技術開発段階は以下のとおり	

新旧対照表

新	旧	備考
A：新技術開発期 種苗生産の基礎技術開発を行う。 B：量産技術開発期 種苗生産の可能な種類について、種苗の量産技術の開発を行う。 C：放流技術開発期 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得るうえで最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。 D：事業化検討期 対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。 E：事業化実証期 種苗の生産・放流体制を整備したうえで、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。 F：事業化実施期 持続的な栽培漁業が成立する。 (2) 栽培漁業対象種の課題及び取組 1に定める指針に基づく取組の他、栽培漁業対象種ごとの課題に対し、以下の事項に取り組みます。 ア 栽培漁業推進対象種 (ア) アワビ a 震災以後、種苗放流数と出漁日数が減少し、アワビ資源の利用状況が変化したこと、漁獲されるアワビの大型個体の占める割合の	A：新技術開発期 種苗生産の基礎技術開発を行う。 B：量産技術開発期 種苗生産の可能な種類について、種苗の量産技術の開発を行う。 C：放流技術開発期 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得るうえで最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。 D：事業化検討期 対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。 E：事業化実証期 種苗の生産・放流体制を整備したうえで、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。 F：事業化実施期 持続的な栽培漁業が成立する。 (2) 栽培漁業対象種の課題及び取組 1に定める指針に基づく取組の他、栽培漁業対象種ごとの課題に対し、以下の事項に取り組みます。 ア 栽培漁業推進対象種 (ア) アワビ a 震災以後、それまでと大きく資源状況が変化したことから、その状況を継続的に把握し、持続的に利用可能な状態となるよう、	

新旧対照表

新	旧	備考
増加や漁獲されるアワビに占める人工種苗の割合が低下するなど、アワビの資源状況が変化したことから、その状況を継続的に把握し、持続的に利用可能な状態となるよう、漁業者が行う種苗放流を支援し、漁獲管理を指導します。 b 放流種苗の回収率の向上のため、生残に寄与する種苗の特性を検証するとともに、漁場ごとに最適な放流方法を検討し、漁業者に対して増殖技術を指導します。 c 餌となる海藻が消失しアワビの生息環境を悪化させる「磯焼け」が見られることから、養場造成や、磯焼けの原因の一つであるウニの生息密度調整など漁業者が行う磯焼け対策を支援します。	漁業者が行う種苗放流を支援し、漁獲管理を指導します。 b 放流種苗の回収率の向上のため、生残に寄与する種苗の特性を検証するとともに、漁場ごとに最適な放流方法を検討し、漁業者に対して指導します。 c 海藻が消失しアワビの生息環境を悪化させる「磯焼け」が見られることから、養場造成や、磯焼けの原因の一つであるウニの生息密度調整など漁業者が行う磯焼け対策を支援します。	
(イ) ヒラメ a 無眼側の体色異常が市場価格の低下につながらないよう、体色異常低減を含む種苗生産技術の改良に取り組みとともに、更なる放流効果の向上を図るため、放流技術及び資源管理技術の検証と改良に取り組みます。 b 震災後、種苗生産施設の損壊や漁業の操業自粛を余儀なくされたこと等から休止した従前の種苗生産・放流体制について、漁業者団体等と協議、検討のうえ、資源状況及び漁業の復興状況に応じた体制を再構築します。	(イ) ヒラメ a 無眼側の体色異常が市場価格の低下につながっていることから、体色異常低減を含む種苗生産技術開発に取り組みとともに、更なる放流効果の向上を図るため、放流技術及び資源管理技術の検証と改良に取り組みます。 b 震災後、種苗生産施設の損壊や漁業の操業自粛を余儀なくされたこと等から休止した従前の種苗生産・放流体制について、漁業者団体等と協議、検討のうえ、資源状況及び漁業の復興状況に応じたもののへ再構築します。	
(ウ) ホシガレイ a 種苗生産においてふ化仔魚期から着底までの生残率は向上したが、着底以降の生残率の向上や形態異常個体の出現率の低減に課題	(ウ) ホシガレイ a 未だ安定した種苗生産が技術的に確立していないことから、種苗生産研究を継続し、栽培漁業の事業化実証に必要な数量の種苗を安	

新旧対照表

新	旧	備考
があり、さらなる技術開発が必要であることから、<u>種苗生産研究を継続し、栽培漁業の事業化実証に必要な数量の種苗を安定して生産する技術を開発します。</u> b 効果的な種苗放流を行うための情報が不足していることから、放流効果の向上を図るため、放流に適切な時期、場所、サイズ等について評価し、効果的な放流技術を開発します。 c 持続的な種苗生産・放流体制の確立のためには、<u>適正な費用負担体制及び資源管理体制が必要であることから、市場調査で放流による経済効果を把握し、適正な費用負担規模や全長規制による資源管理効果を検証します。</u> (エ) ウニ a <u>ウニ種苗生産については当面休止とし、種苗生産の再開については新施設における生産体制の再構築の後に状況に応じて検討します。</u> b 一方で、震災後に一部の漁場でウニの大幅な減少が確認されていることから、<u>それらの漁場における種苗放流の有効性を検討するた</u> <u>めに行う他の漁場で駆除したウニの移植などの漁業者の取組を支</u> <u>援します。</u> イ 栽培漁業研究対象種 (ア) アイナス、イシガレイ、キツネメバル、クロソイ、マコガレイ、シロメバル	定して生産する技術を開発します。 b 効果的な種苗放流を行うための情報が不足していることから、放流効果の向上を図るため、放流に適切な時期、場所、サイズ等について評価し、効果的な放流技術を開発します。 c 持続的な種苗生産・放流体制の確立には、<u>適正な費用負担体制及び資源管理体制が必要であることから、市場調査で放流による経済効果を把握することで、適正な費用負担規模や全長規制による資源管理効果を検証します。</u> これらの結果を漁業者団体に提示して、種苗生産・放流体制の構築や資源管理の実践に向け協議します。 イ 栽培漁業研究対象種 (ア) アイナス、イシガレイ、キツネメバル、クロソイ、マコガレイ、シロメバル	

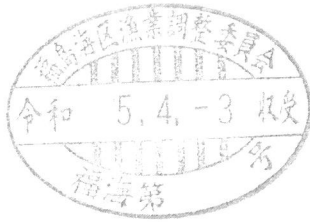
新旧対照表

新	旧	備考
a 水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立のためには対象魚種の拡大と種苗生産の低コスト化が不可欠です。 このため、種苗の大量生産技術や輸送技術等の開発及び、効果的な放流を行うため適切な放流時期や場所等の調査を行います。	a 持続的な栽培漁業体制を確立するには、対象魚種の拡大と種苗生産の低コスト化が不可欠です。 このため、仔魚期での種苗放流を前提とした栽培漁業の確立に向け、種苗の大量生産技術やその輸送技術等の開発及び、効果的な放流を行うため適切な放流時期や場所等の調査を行います。	
6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項 (1) 対象種について、県の調査船を用いた調査等に加え、漁業者等の協力を得ながら、その資源状態及び種苗放流による増殖効果、経済効果等を把握します。	6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項 (1) 対象種について、県の調査船を用いた調査等に加え、漁業者等の協力を得ながら、その資源状態及び種苗放流による増殖効果、経済効果等を把握します。	
(2) 天然資源を含めた対象種の資源管理を行うため、生態や資源変動要因等の調査を行います。	(2) 天然資源を含めた対象種の資源管理を行うため、生態や資源変動要因等の調査を行います。	
7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項 (1) 国や関係道県、国立研究開発法人水産研究・教育機構等の関係団体と協力し栽培漁業の効率的かつ計画的な推進を図り、放流種苗が他の道県まで回遊する広域種については、太平洋北海域栽培漁業推進協議会のもと、広域的な連携を強化します。	7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項 (1) 国や関係道県、水研機構等の関係団体と協力し栽培漁業の効率的かつ計画的な推進を図り、放流種苗が他の道県まで回遊する広域種については、太平洋北栽培協議会のもと、広域的な連携を強化します。	
(2) 栽培漁業を通じて得られた対象種の生態的知見や飼育技術等は、試験研究機関等により資源管理や養殖業等の水産業分野に速やかに活用されるよう努めます。	(2) 栽培漁業を通じて得られた対象種の生態的知見や飼育技術等は、試験研究機関等により資源管理や養殖業等の水産業分野に速やかに活用されるよう努めます。	

新旧対照表

新	旧	備考
(3) <u>公益財団法人福島県栽培漁業協会</u>が行う栽培漁業用の種苗生産や一般財団法人<u>福島県漁業振興基金</u>が行う栽培漁業事業の運営を支援し、連携して栽培漁業を推進します。	(3) 福栽協や一般財団法人<u>福島県漁業振興基金</u>が行う栽培漁業事業の運営を支援し、連携して推進します。	
(4) 漁業者をはじめ遊漁者を含めた県民に向け、栽培漁業に関する情報発信を行い、放流種苗や天然の小型魚介類の保護育成等、資源管理の必要性について啓発し、栽培漁業を円滑に推進します。	(4) 漁業者をはじめ遊漁者を含めた県民に向け、栽培漁業に関する情報発信を行い、放流種苗や天然の小型魚介類の保護育成等、資源管理の必要性について啓発し、栽培漁業を円滑に推進します。	
(5) <u>水産動物の種苗の放流及び育成</u>にあたっては、沿岸海域における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮、尊重します。	(5) 種苗の放流にあたっては、沿岸海域における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等に十分配慮します。	
(6) 基本計画の期間は令和8年度までとします。なお、計画期間中に国の漁業基本方針の見直しが行われる場合及び沿岸漁業の復興状況により必要が生じた場合には、基本計画の見直しについて検討します。	(6) 本計画の期間は平成33年度までとします。なお、本計画期間中に国の栽培漁業基本方針の見直しが行われる場合及び沿岸漁業の復興状況により必要が生じた場合には、本計画の見直しについて検討します。	

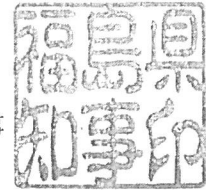
報告事項ア



4 生流第 4678 号
令和 5 年 3 月 28 日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））
に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の変更について
（報告）

令和 5 年 2 月 16 日付け 4 生流第 4106 号で諮問し、令和 5 年 3 月 1 日付け 4
福海第 73 号で答申ありましたこのことについて、下記のとおり報告します。

記

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 管理年度にお
ける知事管理漁獲可能量を以下のとおり変更した。

知事管理区分		福島県くろまぐろ （小型魚）漁業	福島県くろまぐろ （大型魚）漁業
知事管理区分に 配分する数量	変更前	13.3 トン	1.0 トン
	変更後	13.5 トン	1.8 トン

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

1 概 要

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和 4 管理年度における漁獲可能量について、令和 5 年 2 月 16 日付け 4 生流第 4106 号で諮問し、令和 5 年 3 月 1 日付け 4 福海第 73 号で答申を受けた知事管理区分への配分の取扱いに従い知事管理漁獲可能量を変更したことから、その数量について報告するもの。

2 根拠法令等

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項（知事管理漁獲可能量の変更）

3 知事管理区分への配分の取扱い

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 管理年度における本県の都道府県別漁獲可能量に変更された場合は、これに係る農林水産大臣から通知された数量に基づき、その全量を知事管理区分に配分する。

4 変更の必要性

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和 4 管理年度（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）の都道府県別漁獲可能量について、法第 15 条第 6 項の規定に基づき変更され、令和 5 年 3 月 1 日付け 4 水管第 3586 号で農林水産大臣から通知があった。

これを受け知事は、令和 4 年 6 月 28 日付け福島県告示第 473 号で告示した知事管理漁獲可能量を、法第 16 条第 5 項の規定に基づき変更した。

5 変更の内容

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を以下のとおり変更した。

知事管理区分		福島県くろまぐろ （小型魚）漁業	福島県くろまぐろ （大型魚）漁業
知事管理区分に 配分する数量	変更前	13.3 トン	1.0 トン
	変更後	13.5 トン	1.8 トン

（参考）くろまぐろ令和 4 管理年度の都道府県別漁獲可能量の融通及び変更の結果…別紙 2 のとおり

(経過・今後のスケジュール)

- 令和5年3月1日 第22期第12回福島海区漁業調整委員会で諮問・答申
(都道府県別漁獲可能量が変更された場合の知事管理区分への配分の取扱いについて)
- 3月1日 国から都道府県別漁獲可能量変更の通知
- 3月28日 知事管理漁獲可能量の変更・公表(県報登載、水産課ホームページ)、農林水産大臣への報告
- 3月31日 令和4管理年度終了
- 4月18日 福島海区漁業調整委員会において報告

くろまぐろ令和4管理年度の都道府県別漁獲可能量の融通及び変更の結果

(別紙2)

R5.3.28

福島県農林水産部水産課

令和4 管理 年度 漁獲実績 【A】		変更前		第6回融通				第7回融通			
		都道府県別 漁獲可能量	超過数量 = 議定要望数量 (第6回)	水産庁仲介	他県調整 (県名)	変更後の 都道府県別 漁獲可能量	調整後の超過数量 = 議定要望数量 (第7回)	水産庁仲介	変更後の 都道府県別 漁獲可能量 【B】	調整後の 超過数量 【A-B】	
くろまぐろ (小型魚)	13.6トン	13.3トン	0.3トン	0.1トン	-	13.4トン	0.2トン	0.1	13.5トン	0.1トン	
くろまぐろ (大型魚)	2.0トン	1.0トン	1.0トン	-	0.8トン (青森県0.1トン 山形県0.7トン)	1.8トン	0.2トン	-	1.8トン	0.2トン	

↓↓

令和5管理
年度の追加
配分におい
て差し引か
れる



4 水管第 3586 号
令和 5 年 3 月 1 日

福島県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福島県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	13.4 トン	13.5 トン
くろまぐろ (大型魚)	1.8 トン	1.8 トン

第 39 回 太平洋広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和 5 年 3 月 1 5 日（水） 13：30～

場 所：A P 日本橋 G ルーム

（東京都中央区日本橋 3－6－2 日本橋フロント 6 階）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）その他

①令和 5 年度資源管理関係予算について

②その他

4 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会指示第 44 号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 6 月 1 日から太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止。
- (2) 令和 4 年度は、上記③について、令和 4 年 6 月 25 日から 6 月 30 日及び令和 4 年 7 月 16 日～8 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。令和 4 年 9 月以降、大型魚の採捕は行われていたが、採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれが生じたことから、令和 5 年 2 月 15 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 5 年 4 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

2. 委員会指示 44 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から 5 日以内に水産庁に報告（現行は 10 日以内）。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9月～12 月	R6年 1～3月
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※

※概ね 40 トンから全海区における令和 5 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引き、R4 年度の超過分 (2.6 トン) を差し引いた数量

- ・ 全海区における令和 5 年 4 月 1 日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合:令和 6 年 3 月 31 日まで採捕を禁止する。
- エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) 指示の有効期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十四号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和五年三月十五日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

(3) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号（案）の概要

きんめだいをとることを目的とする刺し網漁業については、①太平洋の公海においては大臣の許可（※）、また、②各都県管轄海域においては、漁業権又は知事許可に基づき営まれているが、これ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「我が国EEZ」という。）では、自由漁業として営まれている。

こうした中、きんめだい資源の管理・回復を図るため我が国EEZ内の下記の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行うもの。

（※）漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第6号に規定する太平洋底刺し網等漁業

1 操業の承認

下記（1）の規制海域において、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、下記（2）のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

（1）規制海域

北緯35度以南で次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。

- ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線
- イ 東経133度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

（2）きんめだい底刺し網漁業

動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（ただし、大臣許可漁業（太平洋底刺し網等漁業）及び都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。）

2 承認の対象者

委員会指示第四十二号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者

【参 考】規制海域



太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号(案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和五年三月十五日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

- (2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2 操業の承認

規制海域において令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年三月十五日から令和六年五月三十一日までとする。